

(2) 農業残留分析

県内に流通している食品について、農薬の残留基準遵守状況を把握し、違反品を排除するため、野菜等130検体について208項目、輸入加工食品60検体について57項目の残留農薬検査を実施した。

その結果、県内産のしゅんぎく1検体から、食品衛生法に基づく残留基準を超える農薬が検出され、販売者には、同一ロットの回収を命じるとともに、生産者には再発防止を指導している。

本年度も、引き続き、野菜等の残留農薬検査を実施することとしている。

5. ダイオキシン類対策**(1) 総合的な取組の推進**

県では、平成10年7月、「ダイオキシン類総合対策会議」を設置し、ダイオキシン類対策に関する情報交換を行い、協力・連携を図るとともに、「山口県ダイオキシン類対策指針（平成11年6月制定、平成12年6月一部改定、平成25年8月改定）」により、①基本的な取組み方針の明示、②排出削減（発生源）対策の強化、③大気汚染等に係る環境調査の実施、④関連分野の対応等、取組を一層強化している。

今後も引き続き、国・県・市町、事業者、県民相互の一層の協力・連携を図りながら、関係者が一体となつて的確な対策を推進することとしている。

(2) 常時監視（環境調査）

ダイオキシン対策法第26条に基づく大気、水質（底質を含む）、土壌に係るダイオキシン類の常時監視（環境調査）を実施しており、平成29年度の調査結果は次のとおりである。

ア 大気環境

大気環境濃度の測定は、県内7地点において、春・夏・秋・冬期の年4回又は夏期・冬期の年2回実施しており、その結果は、年平均値が0.010～0.014pg-TEQ/m³で、いずれの地点も大気環境基準（年間平均値；0.6pg-TEQ/m³以下）に適合している。

また、平成22年度からは、県内3地点において夏期・冬期の年2回、ダイオキシン類発生源周辺の大気中のダイオキシン類濃度を測定しており、その結果は、年平均値が0.011～0.012pg-TEQ/m³で、いずれの地点も大気環境基準に適合している。

イ 水質環境（河川・湖沼・海域、地下水）

公共用水域の水環境濃度の測定は、県内の河川13地点、湖沼3地点、海域11地点において、各1回実施しており、その結果は、河川は0.052～0.14pg-TEQ/L、湖沼は0.061～0.065pg-TEQ/L、海域は0.040～0.061pg-TEQ/Lで、いずれの地点も、環境基準1pg-TEQ/Lに適合している。

また、地下水は13地点において実施しており、その結果は、0.017～0.068pg-TEQ/Lで、いずれも環境基準1pg-TEQ/Lに適合している。

ウ 底質環境（河川・湖沼・海域）

公共用水域の底質環境濃度の測定は、県内27地点において、各1回実施しており、その結果は、河川は0.16～40pg-TEQ/g、湖沼は65～16pg-TEQ/g、海域は0.52～7.7pg-TEQ/gで、いずれも環境基準150pg-TEQ/gに適合している。

エ 土壌環境

一般環境の土壌環境濃度の測定は、13市町の32地点において各1回実施しており、その結果は、0.0026～1.5pg-TEQ/gで、いずれの地点も環境基準1,000pg-TEQ/gに適合している。

(3) 発生源対策

発生源施設としては、ダイオキシン対策法に基づく特定施設である廃棄物焼却施設や製鋼用電気炉等の廃棄物焼却施設以外の施設があり、これらの特定施設については、排出基準の遵守状況、自社測定の実施状況、廃棄物処理法の基本遵守状況等の立入検査を実施し、結果については、公表している。

また、ダイオキシン対策法等の規制対象となっていない小型焼却炉（火床面積0.5㎡未満かつ焼却能力50kg/h未満）については、実施可能なダイオキシン類排出抑制対策から取り組むこととし、県の機関等での使用中止を進めるとともに、家庭用焼却炉等も使用を中止し、市町等の焼却施設で焼却するよう啓発している。

さらに、焼却設備を使用せずに廃棄物を屋外で焼却処分する行為については、産業廃棄物監視パトロール班や不法投棄ホットラインを活用するなどして、防止対策を進めている。

表4-22 平成28年度立入検査、行政検査実施状況

特定施設等の種類	特定施設数	立入検査数	行政検査数
廃棄物焼却炉（排出ガス）	144	6	6 (0)
〃（ばいじん等）			2 (0)
大気関係施設（排出ガス）	21	0	0 (0)
水質関係施設（排出水）	55	2	2 (0)
計	220	8	10 (0)

注1) 特定施設数は、H29.3月末現在の届出状況に基づくもの。
 注2) 立入検査数は、同一施設における複数の立入も1カウント。
 注3) 行政検査数欄の()は、法定基準超過数を示す。

特定施設の設置者による自主測定の公表

ダイオキシン対策法第28条の規定に基づく大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、毎年1回以上、排出ガス又は排出水について、ダイオキシン類による汚染状況を測定し、知事等に報告しなければならない。また、知事等は、測定結果を公表することとされていることから、測定・報告の指導を行うとともに測定結果をとりまとめ、公表している。

廃棄物焼却炉の排ガスの自主検査で1施設が基準を超過したので、設置者に対して基準遵守を指導した。

表4-23 平成29年度自主測定結果（H29.4.1～H30.3.31報告分）

区分	報告対象数	報告数	基準適合数	濃度範囲：単位 最小値～最大値
排出ガス				ng-TEQ/m ³ N
廃棄物焼却炉	109 (9)	105 (8)	105 (8)	0.00052～2.7
廃棄物焼却炉以外	21 (10)	20 (9)	20 (9)	0～10
計	130 (19)	125 (17)	125 (17)	0～10
排出水				pg-TEQ/L
廃棄物焼却炉	18 (0)	18 (0)	18 (0)	0.0028～0.53
廃棄物焼却炉以外	28 (2)	28 (2)	28 (2)	0.00052～0.78
計	46 (2)	46 (2)	46 (2)	0.00052～0.78

注1) 濃度範囲を除く各欄の数字は施設数を示し、()内の数は、下関市で内数である。
 注2) 報告対象数は、届出施設数から、排出ガス及びばいじん、焼却灰等では休止中・建設中等の未稼働施設を除く数であり、排出水では休止中・建設中等の未稼働施設及び循環等により公共用水域への排水がない施設を除く数。

(4) ダイオキシン類排出量

平成29年度末における年間排出量は、ごみ焼却施設（一般廃棄物焼却施設）が0.33g-TEQ、産業廃棄物焼却施設が0.24g-TEQ、計0.57g-TEQであり、山口県環境基本計画の平成32年度目標（平成9年比99%削減）を達成する99%の削減となっている。

表4-24 ダイオキシン類排出量の実績値

単位：g-TEQ/年

発生源区分		H9(基準年度)	H28	H29	H32(目標年度)
ごみ焼却施設 (一般廃棄物)	県指針値	32.4(100%)	-	-	-
	実績値	同上	0.20(1%)	0.33(1%)	-
産業廃棄物 焼却施設	県指針値	8.5(100%)	-	-	-
	実績値	同上	0.11(1%)	0.24(2%)	-
計	県目標値	40.9(100%)	-	-	0.6(1%)
	実績値	同上	0.31(1%)	0.57(1%)	-

注1) ダイオキシン対策法に基づく自主測定結果を元に推計

注2) ごみ焼却施設及び産業廃棄物焼却施設は廃棄物処理法の対象施設であり、廃棄物処理法対象外の小型焼却炉は含まない

注3) 排出量は当該年度末における年間排出見込み量（年度内廃止施設分を除く。）

注4) 県指針値：山口県ダイオキシン類対策指針 県目標値：山口県環境基本計画

6. 環境ホルモン対策

県では、水や大気などにおける環境ホルモンの存在状況を把握するため、平成12年度から水質、底質、水生生物、大気の調査を行っている。

平成29年度は、水質・底質について3河川（3地点）、2湖沼（2地点）、2海域（3地点）の計8地点で調査を行った。

調査対象物質は、①国が「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98（環境省）」において調査した物質で、県内で比較的高い数値で検出されてきた3物質、②「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について」（ExTEND2016）を踏まえ影響が確認された物質のうち、県内でこれまで調査を行っていない3物質とした。

水質については、河川で1物質、湖沼で1物質、海域で2物質が、底質については、河川で3物質、湖沼で3物質、海域で4物質が検出されている。

表4-25 平成29年度環境ホルモンに係る環境調査の検出状況

物質名	水 質			底 質		
	河川	湖沼	海域	河川	湖沼	海域
トリブチルスズ	—	—	○	—	—	●
トリフェニルスズ	—	—	○	—	—	○
ベンゾ [a] ピレン	○	○	○	▲	●	●
エストロン	○	○	▲	▲	●	●
4-ヒドロキシ安息香酸メチル	▲	▲	●	●	●	●
4-t-ペンチルフェノール	○	○	○	○	○	○

注) ○：全地点でND（定量下限値未満）、▲：一部の地点で検出、●：全地点で検出

検出された物質のうち、トリブチルスズ、ベンゾ [a] ピレンは、平成28年度と比較しても検出地点、濃度に大きく差異はなく、全国調査結果の濃度範囲内である。

エストロン、4-ヒドロキシ安息香酸メチルについては、全国的な実態調査結果はない。

第5節 環境放射線対策の推進

空間放射線量率については、原子力規制委員会の委託により、5基のモニタリングポストで監視しており、測定結果は平常値の範囲内である。

また、平成25年度から、上関町八島モニタリングポストで測定を開始している。

これらの測定結果は、ホームページを活用し、県民に迅速に情報提供することにより、「安心・安全の確保」に取り組んでいる。

コラム

花粉の「はなこさん」

皆さんは、「はなこさん」を知っていますか。

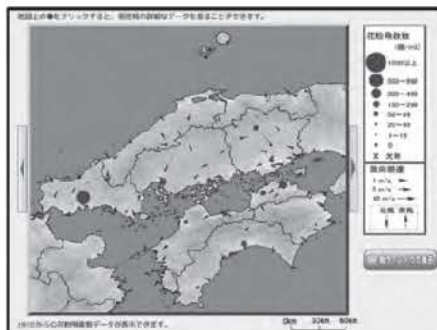
「はなこさん」は、環境省が平成14年（2002年）から構築した花粉観測システムの愛称です。

現在、県内3か所（山口市、宇部市、光市）に花粉自動計測器が設置されており、例年2月～5月にかけて、花粉飛散数（1時間平均の花粉数：個/m³）のほか、飛散に影響を与える風向、風速等の情報をホームページなどでリアルタイムで提供しています。

花粉症の方は、これらのデータをうまく活用され、症状緩和に役立ててください。



花粉自動計測器（山口市）



環境省ホームページ（はなこさん）

はなこさん



詳しくはネットで検索！



第5章 環境関連産業の育成・集積

1. 産学公連携による省エネ・省資源型製品の開発・事業化の支援

(1) 全県的推進体制による「環境・エネルギー産業クラスター構想」の推進

産学公連携による①地域エネルギーの創造、②地域エネルギーの貯蔵・利活用、③省エネルギーや環境負荷低減に資するイノベーションの創出を推進するとともに、県内企業・大学・関係機関等で構成する「新エネルギー研究会」による、企業間等のネットワークの構築や、新エネルギー分野の新事業展開に必要な研究開発等を促進している。

(2) 付加価値の高い研究開発や事業化への支援

産業技術センターの「イノベーション推進センター」により「新エネルギー研究会」会員等が有するニーズとシーズのマッチング等を推進するとともに、「やまぐち産業戦略研究開発等補助金」等や、国の「地域イノベーション戦略推進地域」指定により優先採択される競争的資金を活用した、企業における付加価値の高い研究開発・事業化を促進している。

(3) 研究開発機能の強化

研究開発機能の強化に向けた、産業技術センター・大学における「先端的研究開発拠点機能」の整備を促進している。

2. 水素等新エネルギーの利活用促進等による新たな産業の創出

平成27年8月、中国・四国地方初となる水素ステーションが周南市で開業しており、県内水素供給事業者や県、関係市が水素の製造から輸送、貯蔵、供給、利用に至る各段階で低炭素化されたサプライチェーンの地域実証を行う環境省委託事業に平成27年度から取り組んでいる。

また、県内企業の技術力を結集した再生可能エネルギー活用型水素ステーションの開発や普及に向けた支援にも取り組んでいる。

これらの事業も活用し、全県的な水素利活用による産業振興の推進と地域づくりを促進する。



3. 省エネ・創エネ・蓄エネ関連産業、資源循環型産業の育成支援

(1) 省エネ・創エネ・蓄エネ関連事業の育成支援

省エネ・創エネ・蓄エネ関連設備で、県内企業が開発した技術や県内で製造・加工された製品、県産の原材料をもとに製造・加工された製品等を省・創・蓄エネ「県産品」として登録する制度を創設している。また、補助制度や、低利融資制度等による導入促進、展示会、商談会等の開催によるPRなどにより、家庭、事業所、工場における省・創・蓄エネ「県産品」の一層の利活用促進を図り、県の省エネ・創エネ・蓄エネ関連産業の振興を推進している。

ア 山口県産省・創・蓄エネ関連設備導入支援補助金

住宅における省・創・蓄エネ「県産品」の導入に対する補助を行う。

補助対象：県内に居住又は居住予定の個人

補助額：

○家庭用蓄電池	1.25万円/kWh（上限10万円）	※太陽光発電システムと連携するものに限る
○太陽熱利用給湯（強制循環型）	1.2万円/m ² （上限4.8万円）	
太陽熱利用給湯（自然循環型）	0.5万円/m ² （上限1.5万円）	
○太陽熱利用空調システム	0.8千円/m ²	
地中熱利用システム	（延床面積75m ² 以上、上限10万円）	
○ペレットストーブ	0.5万円/kW（上限3万円）	
○家庭用燃料電池（エネファーム）	定額3.8万円	

所管課：環境政策課

イ 山口県地球にやさしい環境づくり融資

住宅用太陽光発電システム、次世代自動車等の導入に必要な資金の融資を行う。

融資対象：県内居住者

融資限度額：500万円

融資利率：太陽光発電システム等：年1.0%、次世代自動車等：年1.5%

保証料：取扱金融機関の定めるところによる

償還方法：元利均等月賦償還

融資期間：太陽光発電システム等：10年以内、次世代自動車等：5年以内

所管課：環境政策課

ウ 再生可能エネルギー導入資金（山口県中小企業制度融資）

再生可能エネルギーによる発電等を行う中小企業者等に対し、必要な融資を行う。

（金融機関との協調融資）

融資対象：再生可能エネルギー設備等を導入する中小企業者等

資金用途：運転資金、設備資金

融資限度額：2億8,000万円（運転資金5,000万円限度）

融資利率：5年以内 年1.7%（1.5%）

5年超10年以内 年1.8%（1.6%）

10年超 年2.0%（1.8%）

※（ ）内は責任共有対象外の場合の利率

保証無しは、（ ）内の利率に0.3%加算

保証料率：年0.34%～1.76%（必要に応じて保証付）

融資期間：15年（うち据置2年）以内

運転資金の場合、5年（うち据置1年）以内

所管課：経営金融課

エ 経営・技術診断助言事業

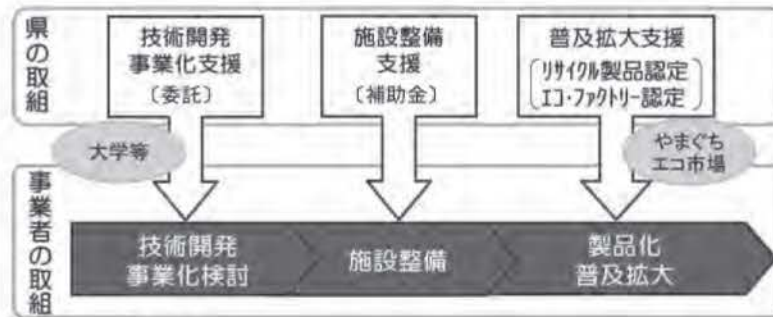
（公財）やまぐち産業振興財団において、中小企業のエネルギー対策等の技術的課題等の解決のため、財団登録専門家を中小企業者へ派遣している。

オ 設備貸与事業

（公財）やまぐち産業振興財団において、創業、経営の革新及び環境・エネルギー分野等で事業展開に必要な設備を貸与している。

(2) 資源循環型産業の育成支援

廃棄物の3Rに係る、研究開発から普及拡大までの各段階における切れ目のない一層の支援を行うことにより、資源循環型産業の更なる育成支援を図っている。



ア 廃棄物3R事業化支援事業

幅広い分野で顕在化した廃棄物3Rに係る実用化技術の事業化を産学公連携により検討する事業化プロジェクトチームに支援する。

実施手法：地方独立行政法人山口県産業技術センターに委託し、県内事業者や学識者等が参画するプロジェクトチームを設置して検討
 実施内容：・汚泥含有成分のリサイクル
 ・中空系膜の分離リサイクル
 ・食品廃棄物リサイクル
 ・電気自動車使用済みバッテリーのリユース

イ 廃棄物3R等推進事業

産業廃棄物の3R及び産廃物に係る未利用エネルギー利活用の施設整備を支援（補助）する。

補助対象：県内に設置する産業廃棄物等のリデュース、リユース又はリサイクルを推進する施設、又は、廃棄物に係る未利用エネルギーを利活用する施設
 補助対象経費：構築物費、機械装置・工具器具費、付帯工事費など
 補助率：補助対象事業の1/3以内
 補助限度額：1事業あたり3,000万円以内（補助金額ベース）
 所管課：廃棄物・リサイクル対策課

ウ 資源循環事例等認定普及事業

(ア)リサイクル製品認定

リサイクル製品の利用促進及びリサイクル産業の育成を図るため、県内で発生する循環資源を利用して、県内で製造加工されるリサイクル製品を「山口県認定リサイクル製品」として認定し、その普及に努めている。平成12年度から認定を開始し、平成29年度末で合計329製品となっている。

また、平成24年度から認定製品の一層の利用拡大に向けた官民一体の「山口県リサイクル製品利用促進連絡会議」を開催しており、支援策や課題等の情報共有に取り組んでいる。

(イ)エコ・ファクトリー認定

産業廃棄物の発生抑制やリサイクルに継続的に取り組み、成果を上げている事業所を「山口県エコ・ファクトリー」として認定し、事業者の意識喚起と取組の拡大を進めている。平成16年度から認定を開始し、平成29年度末で合計57事業所となっている。

エ やまぐちエコ市場^{いちば}

これまで県内で培われてきた各企業の様々な情報をグローバルかつリアルタイムに発信しながら、企業間の連携・協力を一層強化することによって、循環型社会の構築や地球温暖化対策の推進に貢献するとともに、自らの事業等の活性化や新たなビジネスチャンスの創出、さらには、地域経済の活性化を図るため、民間主体の「やまぐちエコ市場」を平成18年5月に設立している。

やまぐちエコ市場では、インターネットによる情報発信・情報交換や、展示会、研修会等を通じた事業者、大学、関係機関、行政等の連携・交流及び循環資源に係る事業化等を促進している。

【やまぐちエコ市場の概要】

設立日：平成18年5月15日
 役員：幹事10名、監事2名
 事務局：廃棄物・リサイクル対策課
 会員数：367団体・個人（平成30年3月末現在）
 事業内容
 ○Webサイト（ホームページ）やメールサービスによる情報発信・情報交換・情報提供
 ○リサイクル及び地球温暖化対策に係る企業マッチング、事業化促進、販路開拓等の実施
 ○セミナー・見学会・展示会等の企画・開催・参加

4. 次世代自動車関連産業の育成支援

「山口県EV・PHV充電インフラ整備計画」に基づき、国補助制度等を活用した充電インフラの整備促進に取り組んでいる。

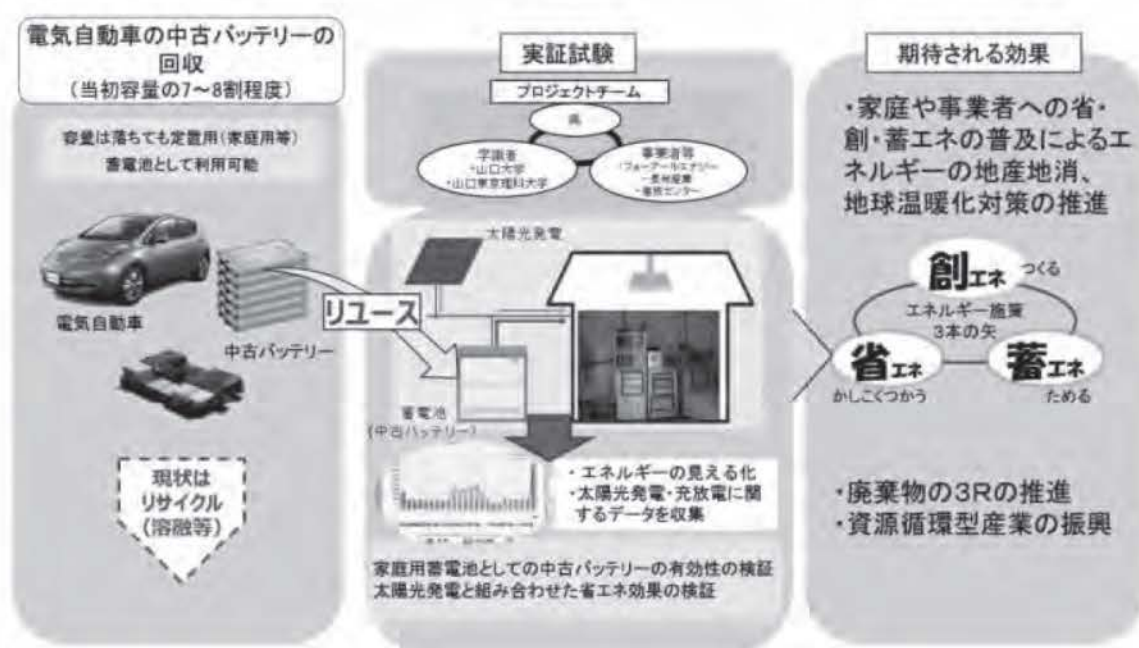
また、自動車メーカー、関係団体、市町等で構成する「環境やまぐち推進会議次世代自動車利活用部会」を立ち上げ、次世代自動車の利活用方策等について検討を進めている。

表5-1 充電インフラの整備状況 (H30.3月末現在)

施設区分	急速充電器(基)	普通充電器(基)
公共施設等(県・市町有施設、道の駅等)	47	5
民間施設等(ホテル・旅館、商業施設等)	96	271
合計	143	276

注) 県有施設は山口宇部空港、維新百年記念公園、岩国総合庁舎、周南総合庁舎、萩総合庁舎、山口きらら博記念公園の6ヶ所に設置

平成28年度からは、産学官のプロジェクトチームにより、電気自動車の普及に伴い増加が見込まれる中古バッテリーについて、太陽光発電と連係した家庭用蓄電池として再使用し、省エネ効果や有効性等を検証する実証試験を実施している。



5. 持続可能な農林水産業の振興

(1) 循環型農業の推進

平成13年度から、土づくりを基本に化学肥料や化学農薬の使用を低減した生産技術の導入や地域で発生する有機質資源、農業用資材の循環利用により、環境への負荷低減を図る「循環型農業」に取り組んでおり、その推進方策は次のとおりである。

- ①循環型農業生産技術の導入・定着
- ②有機質資源の利用の促進
- ③循環型農業産地づくり
- ④循環型栽培技術で生産された農産物の流通・販売の促進
- ⑤農業用使用済みプラスチック類の再生利用の促進

また、化学農薬・化学肥料などの使用を50%以上低減した県独自の認証農産物である「エコやまぐち農産物」の生産拡大を支援するとともに、「環境保全型農業直接支払交付金」を実施し、地球温暖化防止、生物多様性保全効果が高い営農活動への支援を行うことで、循環型農業の取組の拡大・定着を図っている。

さらに、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画」に基づき、家畜排せつ物の堆肥利用を推進している。また、耕種農家との堆肥需給情報共有のための「堆肥製造・販売施設マップ」を作成・配布し、利用促進に努めている。

(2) 県産木材等の利用促進

木材は、加工に要するエネルギー消費がアルミニウムや鉄製品の製造・加工に比べて非常に少なく、再生産が可能な生物資源である。また、住宅等に利用することにより、炭素を長期にわたって貯蔵できるなど、地球温暖化の防止にも有効であり、地球における環境保全に向けた取組の一環として、環境への負荷の少ない木材の利用を推進することとしている。

また、木材の地産・地消を推進するため、「やまぐち県産木材利用拡大総合対策事業」により、強度や含水率など一定の品質基準を満たす優良県産木材を基準以上使用した耐震性等住宅性能評価の高い住宅建築に対する助成や、県産木材を利用する公共施設への補助を行うなど民間住宅分野と公共建築分野における、県産木材の利用を促進している。

さらに、県の豊かな森林資源がエネルギーとして有効に活用できるよう、「やまぐち森林バイオマスエネルギー・プラン（平成13年度策定）」に基づき、森林バイオマスの低コスト供給システムを構築し、発電施設への供給量増加を支援するとともに、熱利用促進のため、木質ペレット燃料製造施設の整備、公共施設等へのペレットボイラーの導入を推進した。

また、平成17年度から平成21年度には、国の「バイオマスエネルギー地域システム化実験事業」により、経済的な課題や技術的な課題を解決しながら地域のエネルギーシステムを構築する実証実験に取り組んだ。

平成22年度からは、各システムの定着化に向けた取り組みを実施している。

第6章 環境に関する人づくり・地域づくりの推進

第1節 環境教育・環境学習の推進

1. 環境教育・環境学習の基盤整備

今日の環境問題は、豊かさや便利さを追求してきた私たちのライフスタイルや社会経済システムと密接に関わっている。

環境学習は、こうした原因に関心を持ち、理解するとともに、解決に向けて、日常生活や社会活動において、環境への負担の少ないライフスタイルを実践し、循環型社会や自然と共生する社会の実現に向けて行動する人材を育成していくことを目的としている。

県では、こうした観点に立って策定した「山口県環境学習基本方針（平成11年3月策定、平成17年3月改定）」に基づき、県民、民間団体、事業者、市町と協働して、環境学習を総合的、体系的に進めてきたところである。

具体的には、全県的な環境学習を推進するための拠点施設として平成18年度に県セミナーパークに開設した「環境学習推進センター」を中心に、市町や関係団体等の学習施設との連携・ネットワーク化を図りながら、環境学習指導者の登録・派遣や、環境情報の提供、教材の作成・提供、環境活動団体等と連携した体験型環境学習講座の開催など、多彩な事業を展開しているところである。

また、平成23年6月には「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の増進に関する法律」が「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改正され、環境保全活動を推進するためには環境教育が重要であるという従来の理念に加え、協働取組の重要性が強く示されている。

この法改正により「体験の機会のある場」の認定制度や、「環境保全に係る協定の締結」（平成24年10月開始）等が新たに創設されている。

また、「山口県環境基本計画（第3次計画）」の第2章第6節「環境に関する人づくり・地域づくりの推進」を、同法に規定する、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する「行動計画」として位置づけ、推進枠組の具体化を図っている。

2. 幅広い場における環境学習の推進

(1) 社会教育

幼少年期からの自然体験活動等を伴う教育は、青少年に生命尊重の精神や豊かな心を育む上で極めて重要である。このため、県では、「心の冒険・サマースクール」などの自然を活用した事業を実施するとともに、各青少年教育施設の特色や周囲の自然環境を活かした様々な体験活動の場や機会の提供を行い、青少年の健全な育成を図っている。

具体的には、山・川・海等を教材として取り上げ、自然に関する様々な規則性を学習したり、人間と自然との関係について理解を深めたりすることを目指した事業を展開している。

また、地域の身近な環境をテーマに、市町や県子ども会連合会を始めとする社会教育関係団体、民間団体等での体験型環境学習への取組もますます盛んになってきている。

(2) 地域での環境学習

「環境学習推進センター」を拠点とし、県民、NPO、民間団体、事業者、行政等の連携・協働のもと、地域における様々な環境学習の取組や施設との連携を図りながら、様々な環境情報の提供、人材の育成・派遣・交流、環境学習プログラム等の教材の作成・提供など総合的な支援に努めており、平成29年度の取組状況は次のとおりである。

ア 環境学習推進センターによる支援**(ア) 講座の開催**

一般県民を対象に、将来の環境を担う子供たちが参加できる体験型環境学習講座や、活動団体との共催による講座、また指導者のための研修会等を実施している。

- ・開催状況：30回
- ・参加者数：1,123人

(イ) 環境アドバイザー等の派遣

「山口県環境学習指導者バンク」において、指導者（環境アドバイザー、環境パートナー、こどもエコクラブアドバイザー）を、民間団体等が実施する講演会、学習会等に派遣し、環境保全活動の意識醸成と実践活動の促進を図っている。

表6-1 平成29年度山口県環境学習指導者バンク実績

	環境アドバイザー	環境パートナー	こどもエコクラブアドバイザー
登録者数	45人	73人	24人
派遣回数	8回	29回	6回
派遣者総数	8人	43人	6人
受講者数	513人	1,151人	94人

(ウ) こどもエコクラブ

幼児から高校生までを対象とし、子どもたちが地域の中で、自主的に環境保全のために行う実践活動に対して支援を行っている。

- ・参加クラブ数：16クラブ
- ・参加者数：335人

イ 県による支援

市町や学校が実施する「親と子の水辺（海辺）の教室」や「水生生物調査」において、教材の提供や器材の貸し出しを行っている。

(ア) 親と子の水辺（海辺）の教室

親と子が水生生物等を観察しながら水辺に親しみ、水質を保全することの大切さについて学習を行う。

- ・開催状況：12市町（21回）
- ・参加者数：920人

(イ) 水生生物調査

小・中・高校生を対象に、河川の水生生物を継続的に調査し、汚染状況の推移等を把握することにより、水質保全の重要性について学習を行う。

- ・参加校数：12団体（学校10、その他2）
- ・参加者数：367人

3. 学校における環境教育の推進

学校における環境教育は、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の中で有機的な関わりをもたせて、教育活動全体を通して取り組んでいる。その際、環境、資源・エネルギー問題などの現代社会の諸課題についての正しい理解を深め、主体的な行動がとれる児童生徒の育成及び生涯学習の基

礎を培うことをめざして、校種ごとに、次のようなねらいを定めている。

小学校：幼稚園や保育所等での取組を考慮して、自然の事物・現象に対する感性を豊かにする活動の機会を多くもたせることにより、環境の保全に配慮した行動につながる態度を育成する。

中学校：環境や環境問題に関わる事象に直面させ、環境破壊を起こしている要因を具体的に認識させるとともに、因果関係や相互関係の把握力、問題解決能力などを育成する。

高等学校：環境や環境問題を総合的に思考・判断し、賢明な選択・意志決定ができるような学習活動を通して、環境保全や環境の改善に向け主体的に働きかける能力や態度などを育成する。

多くの学校では、PTAや地域との連携による河川の清掃活動や環境美化活動、校内に設置したピオトープや緑のカーテンを活用した学習活動など、児童生徒や地域の実態に応じた特色ある取組が行われている。

一方、県教育委員会では、これまで、県教育の指針となる「山口県教育ビジョン（平成10年度策定）」の中で、環境教育の推進を時代の進展に対応した教育の推進の一つとして位置付けており、平成16年度には、各学校における環境教育への取組を体系的なものにするため、「環境教育推進計画」を策定し、平成23年3月には現行の学習指導要領に対応するために改訂を加えている。

また、児童生徒の環境保全に対する正しい理解と主体的な行動がとれる態度を育成するために、平成17年度から「やまぐちエコリーダースクール」認証制度を導入している。初年度の認証校は6校であったが、その後認証校が増加し、平成29年度には57校を認証したところである。

さらには、平成25年10月に今後5年間の県教育の指針となる「山口県教育振興基本計画（平成27年3月一部改正）」を策定し、その中で、国内外の環境問題の解決など持続可能な社会実現のため、環境教育の充実を図ることとしたところである。

今後とも、関係部・課と連携を図りながら、学校教育において、環境問題への意識啓発を進めるとともに、環境保全活動への参加を促進し、よりよい環境づくりに主体的に取り組む態度や能力の育成を図る。

第2節 多様な主体の参画・連携・協働による取組の推進

1. 環境やまぐち推進会議

低炭素社会や循環型社会の形成、自然との共生等の実践活動及び普及啓発活動を積極的に推進することを目的に、平成19年3月に「快適なくらしづくり山口県推進協議会」を改組して発足している。

本会議は、事業者、民間団体、学識者、市町地球温暖化対策地域協議会、行政など各分野の委員で構成され、地球温暖化対策推進法第40条の規定に基づく地球温暖化対策地域協議会としても位置づけられており、県民運動の推進母体として自主的な実践活動等を進める重要な役割を担っている。

2. 県民、NPO・民間団体の自主的取組の促進

近年、県民の環境問題への関心や意識が高まる中で、環境保全活動団体による河川等の清掃や生活排水対策、節電や節水等の省資源・省エネルギー、さらにごみの減量化や分別排出、不用品の有効活用等の3R活動、自然環境保全等の幅広い分野の環境保全活動が行われており、環境保全活動団体は、県民の自主的な環境保全への取組の促進の面から重要な役割を果たしている。

このため、県では、環境保全活動団体を通じ、広く県民に対し、あらゆる機会をとらえて、県民の

自主的かつ積極的な取組に対する啓発や参加の機会の提供、具体的な環境情報の提供等により、県民の取組を促進している。

(1) 環境月間

環境問題に対する県民の認識を深め、責任と自覚を促すため、6月を「環境月間」として定め、各種の行事を実施している。

表6-2 平成29年度「環境の日」及び「環境月間」の主な行事

広報等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電インフォメーションシステムによる啓発 ○環境保全、リサイクル、省資源・省エネルギーに関する絵画・ポスターの募集 ○環境保全に関する標語、川柳の募集（山口県瀬戸内海環境保全協会） ○環境保全活動や環境学習に係る功労者、地球温暖化対策に係る優良事業所及びリサイクル、省資源・省エネルギー運動推進に係る優良団体の募集
CO ₂ 削減県民運動推進事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○クールビズ ○緑のカーテン ○ノーマイカー運動 ○ライトダウン ○環境美化活動

(2) 環境保全活動功労者等の表彰

長年にわたり、地域の環境保全活動、環境学習、リサイクル、省資源・省エネルギー運動、地球温暖化対策に功労のあった個人や団体に対し、表彰を行っている。

(3) 民間団体の活動状況

ア 山口県瀬戸内海環境保全協会

当協会は、昭和56年2月、瀬戸内海関係地域の環境保全に関する思想の普及や意識の高揚を図るとともに各種の事業を通じて、瀬戸内海の環境保全に努め、住み良い生活環境の確保を目的に設立されたものであり、県、16市町、関係諸団体及び工場・事業場が会員となっている。

（事務局：山口県環境生活部環境政策課内）

ア) 平成29年度の主な事業

- ① 瀬戸内海環境保全月間（6月1日～30日）における取組
 - ・環境保全に関する標語、川柳の募集
 - ・テレビスポット、懸垂幕、ポスター等による啓発
- ② 瀬戸内海環境保全に関する情報の提供
 - ・会報「みずべ山口」の発行、総合誌「瀬戸内海」の配布
 - ・ホームページによる情報提供
- ③ 環境保全功労者の表彰

瀬戸内海の環境保全に関して顕著な功績のあった2団体を表彰
- ④ 研修会等の開催

法改正に係る情報提供や講演会等を実施

イ) 平成30年度の取組

瀬戸内海の環境を保全し、住みよい環境を確保するため、これまでと同様に「ふるさとの川や海をきれいにする」県民運動を展開している。

イ (公社) 山口県快適環境づくり連合会

当連合会は、昭和41年4月、県内市町の地区衛生組織が主体となって、身近な環境の保全や環境美化に関する普及啓発や実践活動を通じて、明るく住みよい生活環境の実践をめざすことを目的に設立されている。

(事務局：山口県環境生活部生活衛生課内)

ア) 平成29年度の主な事業

- ① 環境衛生週間等に係る環境保全に関する運動の展開
- ② 「河川海岸清掃実績集」等の発行
- ③ 空き缶等散乱防止活動の展開
- ④ 環境改善、環境美化に功労のあった地域、団体、個人の表彰
- ⑤ 環境保全及び環境美化に関するポスター・標語の募集、優秀作品の表彰
- ⑥ 創立60周年記念快適な環境づくり山口県大会(宇部市)及び快適な環境づくり研修会(岩国市)の開催
- ⑦ 緑花推進及び河川海岸愛護運動の展開
- ⑧ 「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」民間団体の清掃活動の促進

イ) 平成30年度の取組

環境学習、環境美化活動、ごみゼロ運動、地球温暖化防止運動を推進するとともに、各関係機関の行う月間、週間の諸行事にも参加して身近な環境をきれいにする運動を展開している。

3. 各主体との連携・協働による取組(パートナーシップ)の推進

県では、「環境やまぐち推進会議」と連携・協働し、地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進、大気・水質の保全、廃棄物の減量化・再生利用の促進、自然との共生等の環境保全に関する実践活動を推進して、県民や民間団体等による県民運動を展開することとしている。

これまで、自然環境の保全においては、県を代表する景観を誇る秋吉台国定公園の「山焼き」が美祢市や地元自治会などで組織される協議会を中心に毎年実施され、また、自然公園における全国一斉の美化清掃運動「自然公園クリーンデー」が自治会、婦人会、子ども会、学校等の参加により実施されるなど、積極的な自然保護活動が展開されている。

今後とも、自然保護思想の普及啓発を推進するとともに、県内で自然保護活動を実施している団体や県民によって組織されている「やまぐち自然共生ネットワーク」などとの連携・協働により、自然環境保全活動を進めていくこととしている。

第3節 環境マネジメントの推進

事業者の環境に配慮した自主的な取組である環境マネジメントを推進するため、ISO14001やエコアクション21の認証取得の促進を図っている。

なお、「やまぐちエコ市場」と連携し、研修会やセミナーの開催等の活動を行っており、平成30年3月末現在、県内で292件の認証取得がなされている。

第4節 里山、里海づくりを通じた良好な景観や歴史的環境の保全

1. 景観の保全と創造

(1) 美しいやまぐちづくりの推進

本県には、身近なところに多くの美しい自然景観、歴史的建造物やまちなみ等の良好な景観が残っており、人々の心を豊かにさせてくれるとともに、ふるさとへの愛着心や連帯感を高めるものとなっている。

現在、景観法に基づき、県内全ての市及び山口県が景観行政団体となっており、景観形成に向けて取り組んでいる。

県においては、「山口県景観ビジョン（平成17年3月策定）」に基づき、住民・事業者・市町・県が一体となって良好な景観を保全・形成・活用しながら、まちづくり（まち・むら・地域づくり）に取り組むことを意味する“美しいやまぐちづくり”を推進し、心豊かな・暮らしやすい・訪れたい山口県を目指すことを基本目標として、景観学習をはじめとした施策を展開している。

また、平成18年3月に「山口県景観条例」を制定・公布し、同条例に基づく「山口県景観形成基本方針（平成19年1月）」や、「山口県公共事業景観形成ガイドライン（平成19年3月）」を策定している。

(2) まちの美化づくりの促進

まちなみを形成する要素のひとつである屋外広告物は、情報を伝えるという役割とともに、まちににぎわいを与えている。しかしながら、無秩序な掲出は、まちの良好な景観や自然の風致を損なうものとなるため、県では、屋外広告物条例によりこれらを規制することにより、まちの良好な景観の形成や風致の維持を図っている。

また、文化・歴史など地域の特性を活かしたまちなみの形成を図るため、街路の整備にあわせて広場・植栽・ストリートファニチャーなどの整備を促進するとともに、まちなかに林立する電柱や輻輳する電線類の地中化などを進めることで、都市景観の向上を図っており、平成29年度末現在、県内で約130kmの区間が整備されている。

2. 歴史的・文化的環境の保全

(1) 歴史的建造物の保全

県内には、歴史的建造物・史跡などが多く現存しており、これら歴史的建築物とそのまちなみなどを保全し、将来に伝え、受け継いでいく必要がある。

このため、県では、伝統的建造物群保存地区保存条例などにより、各地に残る建築物やまちなみなどの歴史的・文化的遺産を、周辺環境と一体的に保全し、地域を特徴づける「顔」として魅力ある地域づくりを進めている。

また、萩市においては、平成21年1月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」に基づく計画の認定を受け、地域の個性を生かしたまちづくりを進めている。

(2) 文化財指定による環境保全の現況

重要な文化財は、国、県、市町で指定し、法律及び条例により重点的に保護している。指定された文化財は、防災施設や囲柵等を設置して、災害等によって消失したり傷つけられたりしないよう守られている。

また、文化財の現状を変更する行為に対しては制限がかけられている。

たとえば、景観のすばらしい地域が名勝として指定されると、景観を損なう建物などの建築は許可されず、また、生物の生息地などの天然記念物の指定地では、開発工事を規制し、許可するに当たっても指定した生物に影響のない工法が求められている。

さらに、指定による文化財の保存は、その指定地外の一定範囲の区域に及び、文化財と一体をなす歴史的環境及び周辺自然环境についても保全されることとなる。

山口県の国指定天然記念物の件数は、全国第1位である。

表6-3 山口県における国及び県指定文化財件数一覧

(H30.3月末現在)

文化財	国 指 定			県 指 定			計
	指定	種別	件数	指定	種別	件数	
有形文化財	国 宝	建 造 物	3	有 形 文 化 財			3
		絵 画	1				1
		工 芸 品	4				3
		書 跡	2				2
	重要文化財	建 造 物	35		建 造 物	34	69
		絵 画	12		絵 画	29	41
		彫 刻	19		彫 刻	63	82
		工 芸 品	27		工 芸 品	29	56
		書 跡	14		書 跡	8	22
		典 籍	0		典 籍	10	10
		古 文 書	7		古 文 書	8	15
		考 古 資 料	4		考 古 資 料	25	29
	歴 史 資 料	8	歴 史 資 料		16	24	
無形文化財	重要無形文化財	芸 能	0	無 形 文 化 財	芸 能	1	1
		工 芸	1		工 芸	2	3
民俗文化財	重要民俗文化財	有 形	11	民 俗 文 化 財	有 形	8	19
		無 形	5		無 形	34	39
記 念 物		特別天然記念物	3	記 念 物			3
		史 跡	42		史 跡	31	73
		名 勝	12		名 勝	5	17
		天 然 記 念 物	41		天 然 記 念 物	52	93
計			251	計		355	606
記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財として選択されたもの			3				3
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択されたもの			10				10
重要伝統的建造物群保存地区（選定）			5				5
選定保存技術			1				1

(3) 指定文化財の保存と活用

指定文化財を保存するため、建造物保存修理事業、天然記念物再生事業、防災・耐震対策重点強化事業や指定文化財のパトロール事業などを行っている。

また、指定文化財の活用を図るため、史跡等総合活用整備事業や歴史的な町並みである伝統的建造物群保存地区の保存修理・修復などの事業を展開している。

その他、新たな文化財の指定に向け、平成20年から3年間にわたり近代和風建築総合調査を、平成23年から7年間にわたり山口県中世城館遺跡総合調査を行った。

なお、天然記念物に指定した動植物には、山林の活用や山間の狭隘な水田の耕作など、かつての地域の人々の生活環境に守られてきたものが多くある。このため、特別天然記念物「八代のツルおよびその渡来地」（周南市）等において、地域の人々と天然記念物との新たな共生関係を創出する天然記念物再生事業を実施している。

(4) 文化財登録制度による魅力ある地域づくり

学校や銀行、橋や煙突など身近で懐かしい風景を彩る近代の建造物は、地域の景観のシンボルとして重要であるにもかかわらず、文化財として認識されないまま消滅の危機にさらされている。

このことから、建築後50年を経過した建造物で、国土の歴史的景観に寄与するもの、造形の規範になっているもの、再現することが容易でないものなどを、文化財として国が登録する文化財登録制度が設けられている。

指定制度と違って、外観を大きく変えなければ、内部を改装し、レストランや資料館などとして活用することができるため、登録された文化財を魅力ある地域づくりの拠点として活用することが可能となっている。

現在、県内で登録されているのは、萩市の旧明倫小学校本館、下関市の水道関係施設など96件である。

なお、平成17年の文化財保護法改正に伴い、記念物（史跡、名勝、天然記念物）や有形民俗文化財等にも登録制度が拡充されており、宇部市の常盤公園など3件が登録記念物（名勝地関係）に、下関市豊北の漁撈用具が登録有形民俗文化財へ登録されている。

(5) 文化的景観保護制度

文化的景観は、人々の生活又は生業及び地域の風土により形成されたもので、地域の生活又は生業の理解のため、欠くことのできない存在である。文化的景観の中でも特に重要なものは、「重要文化的景観」として国が選定し、その保護が積極的に図られている。

県内では、平成28年度から、岩国市が錦川下流域における文化的景観の保存に向けて、調査等を行っている。

なお、重要文化的景観の選定制度は、平成17年の文化財保護法の一部改正によって始まった文化財保護の手法である。

3. 都市と農山漁村との交流**(1) 県民参加の森林づくり**

平成10年3月に「やまぐち里山文化構想」を策定し、里山を活用した農山村と都市との交流、連携を図り、農山村と都市が共に栄える県土づくりを推進している。

本年度も地域やボランティア協働による森林ボランティアの育成や森林づくり活動の支援などに取り組んでいる。

(2) 地域滞在型交流による都市と農山漁村との交流促進

農山漁村の生活・自然環境・歴史文化など、地域の優れた資源を活用した都市と農山漁村との交流の拡大を推進している。

本年度はこうした取り組みを更に発展させ、都市と農山漁村地域とのより深い関わりに繋がる地域滞在型交流を促進し、地域資源の活用や自然環境の保全を図りながら、中山間地域の活性化を推進していく。

(3) エコツーリズム

秋吉台地域においては、平成20年4月に施行されたエコツーリズム推進法に沿って、美祢市が主体となった推進体制を確立し、エコツーリズムの推進を図っている。

本年度も県下の市町や地域における取組に対して積極的に情報提供等を行い、地域の推進体制の確立等に努めることとしている。

コラム

自然を通して楽しく学べる山口ゆめ花博

この秋、国内最大級の花と緑の祭典「山口ゆめ花博」（第35回全国都市緑化やまぐちフェア）が開催されます。

山口ゆめ花博では、魅力あふれる8つのゾーンが展開され、その中でも「2050年の森ゾーン」では、親子で遊べる森づくり体験など、緑の大切さや花の美しさを感じていただけるようなイベントをたくさんご用意しています。

森林・林業について理解するワークショップ、植樹や丸太切りなどのウォークラリーを通して楽しく学んでください。

また、「庭のパビリオンゾーン」では、自治体共同出展としてテレワークと燃料電池の庭を組み合わせた新しい生活を実現する、未来公園の機能と可能性を提案します。

職場を離れ『公園を働く場所に』をテーマに、親がテレワークスペースで仕事しながら、周辺で子どもを遊ばせることも実現可能です。

ここで使用する電源には水素による燃料電池を設置しており、災害時には独立電源としての防災機能も作ります。



将来の自然環境を守り、育て、そして活かしていく「ゆめの未来公園」を体感しに来ませんか？

公園づくりの維新も山口県から始まります！



山口ゆめ花博

2018.9.14(金) - 11.4(日)
山口きらら博記念公園

- 会場 山口きらら博記念公園（山口市阿知須）
 - 開催時間 有料エリア9：00～21：00 無料エリア9：00～17：00
 - 入場料 (大人) 当日1,200円・前売900円 (高校生) 当日800円・前売600円
(小・中学生) 当日600円・前売500円 (小学生未満) 無料
- ※山口県内の学校行事であれば無料



メインキャラクター
やまりん



サポートキャラクター
ちよるる

ゆめ花博



詳しくはネットで検索！



第7章 共通の・基盤的施策の推進

1. 環境影響評価の推進

環境影響評価（環境アセスメント）とは、大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業による環境影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表し、地域住民等の意見を聴き、環境保全に配慮しようとするための仕組みであり、環境の保全を図る上で、極めて重要なものである。

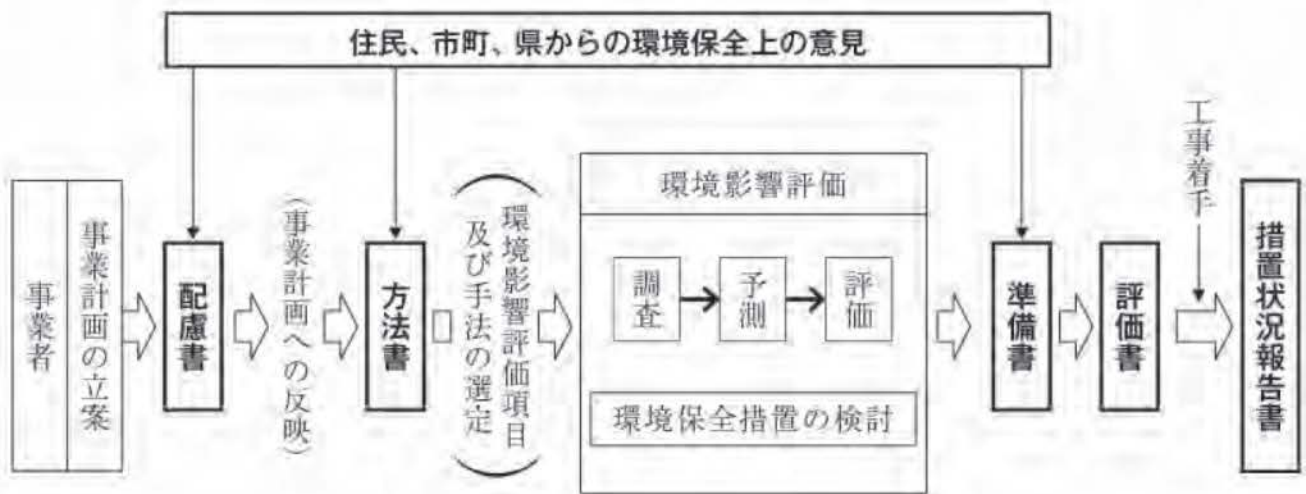
県では、環境影響評価法（以下「法」という。）及び山口県環境影響評価条例（以下「条例」という。）に基づき、環境影響評価の手続きの実施を義務付けている。

また、法及び条例の対象規模に満たない事業のうち、県が実施する公共事業については、「環境事前チェック制度」に基づき、事業部局において、計画立案等の段階から自主的に環境配慮に関するチェックを行っている。

平成29年度は、法対象事業4件及び条例対象事業1件に関する審査等を行うとともに、公有水面埋立法に基づく埋立案件3件について必要な指導を行っている。また、県の公共事業1,987件（維持管理事業及び緊急を要する災害復旧事業を除く全ての事業）について、事前チェックを行っている。

今後も、法及び条例等に基づく適切な指導、審査を行うとともに、「環境事前チェック制度」の活用により開発事業等における環境配慮の推進を図ることとしている。

表7-1 環境影響評価制度における主な手続の流れ



○事業者

- ・事業の位置・規模等に係る計画の立案段階における環境影響について検討した「配慮書」を公表し、住民等の意見や知事意見を聴いた上で、事業計画に反映させる。
- ・調査手法等を記載した「方法書」を公表し、住民等の意見や知事意見を聴いた上で、環境影響評価を行う。
- ・環境影響評価の結果を記載した「準備書」についても公表し、住民等の意見や知事意見を聴いた上で「評価書」を作成する。
- ・「評価書」に記載されたとおり、環境に配慮した事業を行う。
- ・工事着手後の環境への影響を把握するための事後調査等を行う。

○住民等

- ・「配慮書」、「方法書」及び「準備書」の各段階において、事業者に対し、環境保全に関する意見を述べることができる。

○県

- ・「配慮書」、「方法書」及び「準備書」について、学識経験者等により構成する「山口県環境影響評価技術審査会」や関係の市町長の意見を聴くとともに、必要に応じ公聴会を開催し、住民等から直接意見を聴いた上で、事業者に対し環境保全に関する意見を述べる。

2. 環境に配慮した取組の推進

(1) 県民・民間団体の取組の促進（支援）

県民一人ひとりのCO₂排出量の削減対策や省エネ・節電に向けた取組を促進するため、「環境やまぐち推進会議」等と連携・協働し、「ぶちエコやまぐち」を合言葉にノーマイカー、クールビズやライトダウン等のCO₂削減県民運動を推進している。

また、環境学習推進センターにおいては、様々な環境情報の提供や人材育成などを通じ、県民、NPO、民間団体等の活動を支援している。

その他、住宅に対する省・創・蓄エネ県産品の導入に対する補助制度や、融資制度等により、家庭における環境配慮の取組を促進している。

(2) 企業等の取組の促進（支援）

県内の中小企業者等の環境やエネルギー対策への積極的な対応を促進するため、(公財)やまぐち産業振興財団における経営・技術相談をはじめ、融資制度の充実等、中小企業における環境配慮の取組を支援している。

3. 公害防止体制の整備（公害苦情処理・公害紛争処理）

(1) 公害苦情の処理体制

公害に関する苦情は、住民の生活に密着したものが多く、迅速かつ適切な処理及び解決を図ることが必要である。

このため、県及び市町では、公害苦情相談員の選任など、公害苦情を処理する組織の整備、充実を図っている。

(2) 公害苦情の発生状況

平成29年度の公害苦情の新規受理件数は、687件である。

公害の種類別にみると、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の「典型7公害」に関するものが全体の70.0%を占め、この中では、大気汚染が最も多く、次いで水質汚濁、騒音・振動、悪臭の順となっている。

なお、残り30.0%は、廃棄物の不法投棄などに関するものとなっている。

(3) 公害苦情の処理状況

平成29年度の処理すべき公害苦情は、699件（新規受理687件、前年度からの繰越12件）であり、その処理状況は、直接処理（解決）したものの600件、他へ移送したものの7件、本年度に繰り越されたものの9件、その他83件となっており、処理率（処理すべき苦情件数から他へ移送した件数を減じたものに占める直接処理（解決）件数の割合）は、86.7%となっている。

(4) 公害紛争の処理

公害の規模が広範囲にわたる場合や、被害が人の健康、生命又は財産に影響を及ぼすような場合には、その因果関係や行為の差止め、損害賠償等を巡って当初から公害紛争を生じることがある。

このような紛争を、一般的な訴訟手続よりも簡便に、かつ、迅速・適正に解決するために、県は、

表7-1 公害苦情の処理体制 (H30.4月現在)

区 分		公害苦情処理事務を行う職員		
		公害苦情相談員	その他	合 計
県	本 庁	2	6	8
	出先機関	15	32	47
	計	17	38	55
市 町	本 庁	34	60	94
	出先機関	2	48	50
	計	36	108	144
合 計		53	146	199

公害審査会を設置し、当事者から申請があった場合に、あつせん、調停及び仲裁を行うこととしている。これまで公害審査会が受理した公害紛争の事案は、4件あるが、昭和54年度以降はない。

(5) 畜産関係苦情処理の状況

農林（水産）事務所畜産部を中心とした「資源循環型畜産推進指導協議会」による巡回指導を実施し、畜産農家の実情に即した処理及び利用技術の普及を図り、環境汚染の発生防止に努めている。

苦情の種類別発生件数は、水質汚濁4件、悪臭2件、害虫1件、水質+悪臭が1件、水質+悪臭+害虫が1件である。

(6) 警察における公害苦情の受理及び処理の状況

平成29年に警察が受理した公害苦情の件数（交通公害・騒音公害に係るものを除く。以下同じ。）は、513件であり、平成28年（469件）と比較して44件増加している。

受理した公害苦情の処理状況については、90件を検挙したほか、軽微なものは警察官による警告・指導・注意などで処理されている。

表7-2 平成29年度 苦情の種類別・畜種別発生件数

区分	合計	単独発生			複合発生				その他
		水質汚濁	悪臭	害虫	水質+悪臭	水質+害虫	悪臭+害虫	水質+悪臭+害虫	
豚	0	0	0	0	0	0	0	0	0
採卵鶏	5	2	1	1	0	0	0	1	0
ブロイラー	1	0	0	0	1	0	0	0	0
乳用牛	2	2	0	0	0	0	0	0	0
肉用牛	1	0	1	0	0	0	0	0	0
ミツバチ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	9	4	2	1	1	0	0	1	0
		7			2				

表7-3 平成29年警察における公害苦情の種類別受理状況

種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	その他	計
件数(件)	0	14	0	0	0	0	499	0	513
構成比(%)	(0)	(2.7)	(0)	(0)	(0)	(0)	(97.3)	(0)	(100.0)

表7-4 平成29年警察における公害苦情処理状況

種類	話し合いのあつせん	警告・指導注意	検挙	措置不能	その他	計
件数(件)	9	148	90	216	50	513
構成比(%)	(1.8)	(28.8)	(17.5)	(42.1)	(9.7)	(100.0)

(7) 警察における環境事犯の取締り状況

平成29年に警察が検挙した環境事犯は、118件149人で、平成28年（107件、118人）と比較すると11件・31人増加している。

表7-5 平成29年警察における環境事犯の検挙状況

	廃棄物処理法										計	
	不法投棄				不法焼却				その他			
	一般廃棄物		産業廃棄物		一般廃棄物		産業廃棄物					
検挙数	49件	52人	5件	9人	48件	60人	13件	23人	3件	5人	118件	149人

4. 調査研究、監視・測定の実施

(1) 環境保健センター

大気質、水質等に及ぼす環境汚染要因を科学的に究明するため、長期的な計画に基づいて調査研究を行っている。

(2) 農林総合技術センター

県民の安心・安全、環境保全、地産・地消への意識の高まり、産地間競争の激化、農政改革など

の課題に対応するため、農林業関係の試験研究機関等の総合力を発揮し、試験研究、高度技術普及、人材養成を一体的に推進している。

(3) **水産研究センター**

「水産資源の管理・回復」や「漁場の開発・整備」、「漁場環境の保全」、「水産物の利用加工」等の調査研究、技術開発に積極的に取り組んでいる。

(4) **地方独立行政法人山口県産業技術センター**

環境関連法令に準ずる環境マネジメントシステムを構築・運用し、環境負荷の低減に直接あるいは間接的に影響を及ぼす産業技術分野の試験研究を実施している。

また、県内中小企業、関係機関等の環境保全に関する技術支援や意識の普及・啓発を図っている。

5. 環境情報の収集と提供

環境白書や環境ホームページ等による情報の提供・発信を行っている。

(1) **環境ホームページ「やまぐちの環境」**

県民、事業者等の環境問題に対する理解と認識を深め、環境の保全と創造に向けた自主的な取組を促進するため、環境の現状と課題、県の環境関連施策やエコツーリズムなどの自然関係情報や大気・水質の最新環境調査結果など、幅広い情報等を提供している。

(2) **快適環境づくりシステム（地理情報システム（GIS））**

各種計画の策定や開発事業を実施する場合、事前に地域の環境特性を把握し、対策を検討して環境への影響を少なくすることが必要である。

このため、県の地形、水系、動植物の分布、土地利用、公害規制区域等地域の環境を構成している自然的・社会的条件を画像化した地図情報をこのシステムを通じて提供している。

6. 国際協力の推進

(1) **山東省との環境技術交流**

県及び山東省相互の環境技術交流を促進するため、平成4年度から環境分野に携わる技術者を受け入れ、県、企業等において専門研修を実施している。また、県からも技術指導者を派遣し、技術交流を進めるなど、地域レベルでの環境保全及び国際協力を推進している。

平成29年度は、山東省から7名の技術者を10日間受け入れ、環境保全交流25周年記念講演や行政研修、企業視察等を実施するとともに、県から5名の技術指導者を4日間派遣し、環境保全交流25周年記念シンポジウム（山東省環境保護庁）に参加するなど情報交換を行っている。

(2) **日韓海峽沿岸県市道環境技術交流**

日韓海峽沿岸県市道（山口県、福岡県、佐賀県、長崎県及び釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）間の共同繁栄と友好増進を図るとともに、環境技術等の相互交流を促進するため「日韓海峽沿岸県市道環境技術交流会議」において、環境保全・公害防止等に関する共同調査を行っている。平成29年度は、県から5名を慶尚南道に派遣し、共同調査等に関する協議を行っている。

また、本年度から、「地下水の成分等調査と日韓比較」と題して、地下水の保全管理及び水資源利用に向けた共同調査を実施している。

資 料

1 山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	数値目標等		
	基準値(年度)	現況(H29年度)	目標値(年度)
〈1 再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進〉			
①太陽光発電(一般家庭等)の導入	113,048 kW (H24)	456,949 kW (9月時点)	225,000 kW (H32)
②太陽光発電(メガソーラー)の導入	11,000 kW (H24)	314,150 kW (9月時点)	100,000 kW (H32)
③中小水力発電の導入	25 か所 (H24)	40 か所	33 か所 (H32)
④バイオマス(発電)の導入	80,166 kW (H24)	86,605 kW	84,146 kW (H32)
⑤バイオマス(熱利用)の導入	107 か所 (H24)	141 か所	148 か所 (H32)
⑥山口県地球温暖化対策実行計画に基づき、県内の温室効果ガスの排出を削減	4,934 万 t-CO ₂ (H17)	H17 比 14.4% 削減(H27)	H17 比 13.4% 削減(H32)
⑦県庁における二酸化炭素排出量の削減	30,903 t (H24)	H24 比 0.7% 削減	H24 比 5% 削減(H29)
⑧適切な森林整備 ・スギ・ヒノキ人工林の森林整備量	50,582 ha (H16~H24)	16,187 ha (H25~H28)	58,400 ha (H25~H32)
⑨バイオマス(林地残材)利用率	43% (H23)	113%	70% (H32)
⑩EV等次世代自動車 (当該年の新車販売台数に占める割合)	15% (H24)	34%	50% (H32)
⑪EV用急速充電器	23 基 (H24)	143 基	90 基 (H28)
〈2 循環型社会の形成〉			
①1人1日当たりの家庭排出ごみ排出量	557 g/日 (H23)	529 g/日 (H28)	520 g/日 (H32)
②一般廃棄物のリサイクル率	27.9% (H23)	30.9% (H28)	35% (H32)
③一般廃棄物の最終処分量	51 千t/年 (H23)	25 千t/年 (H28)	27 千t/年 (H32)
④産業廃棄物の総排出量	8,179 千t/年 (H20)	7,972 千t/年 (H25)	7,850 千t/年 (H32)
⑤産業廃棄物のリサイクル率	55.0% (H20)	55.6% (H25)	56.0% (H32)
⑥産業廃棄物の最終処分量	463 千t/年 (H20)	332 千t/年 (H25)	330 千t/年 (H32)
⑦ダイオキシン類排出量	40.9 g-TEQ/年 (H9)	H9 比 99% 削減	H9 比 99% 削減(H32)
⑧県内で開催される大規模イベントに合わせ、「県民一斉環境美化活動促進期間」を設定 (大規模イベントが開催されない場合は、当該年度の重点取組を定め、その取組内容に即した期間を設定)	-	「山口ゆめ花博」の開催前に行われる「やまぐちボランティアチャレンジ」の推進期間に合わせ、4月1日~8月31日に設定	-
〈3 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全〉			
①世界ジオパーク認定件数	0 件 (H24)	0 件	1 件 (H32)
②希少野生動植物種保護支援員数(累計)	741 人 (H24)	825 人	1,000 人 (H32)
③鳥獣保護区指定箇所数	81 か所 (H25)	81 か所	現状維持(H28)
④特定外来生物確認数	17 種 (H24)	19 種 ※新たに定着した種はなし	新たに定着させない(H32)
⑤水源の森の整備	22,054 ha (H24)	26,379 ha	28,000 ha (H32)
⑥1人当たりの都市公園の面積	14.0 m ² /人 (H24)	15.1 m ² /人	15.8 m ² /人 (H32)
⑦豊かな流域づくり取組箇所数	3 か所 (H25)	5 か所	8 か所 (H32)
⑧エコやまぐち農産物認証件数	290 件 (H23)	555 件	500 件 (H28)
⑨生物多様性の認知度	28.6% (H24)	54.6%	75.0%以上 (H32)
⑩エコツーリズム推進団体数	1 団体 (H25)	1 団体	5 団体 (H32)

〈4 大気・水環境等の保全〉

①大気、水質等の環境基準の達成・維持			
□大気関係			
・二酸化硫黄	100% (H24)	100%	100% (H32)
・二酸化窒素	100% (H24)	100%	100% (H32)
・一酸化炭素	100% (H24)	100%	100% (H32)
□水質関係			
・海域(COD)	72.2% (H24)	66.7%	100% (H32)
・河川(BOD)	95.2% (H24)	95.2%	100% (H32)
・湖沼(COD)	81.8% (H24)	63.6%	100% (H32)
□ダイオキシン類	100% (H24)	100%	100% (H32)
□その他、地下水、騒音、土壌汚染等の環境基準の向上 〔調査項目〕航空機騒音、新幹線騒音、道路騒音、地下水汚染、土壌汚染		継続実施中	
②ダイオキシン類排出量【再掲】	40.9 g-TEQ/年 (H9)	H9 比 99%削減	H9 比 99%削減 (H32)
③PM2.5に係るきめ細かな情報提供や広域的な汚染状況の把握		継続実施中	
④環境放射線対策については、国の示す実施計画に沿って、環境試料の採取、測定・調査を実施		継続実施中	

〈5 環境関連産業の育成・集積〉

①水素ステーションの設置	0 か所 (H24)	1 か所	4 か所 (H32)
②水素利用量	0 万 N _m ³ (H24)	34,000 N _m ³	27 万 N _m ³ (H32)
③EV等次世代自動車 (当該年の新車販売台数に占める割合)【再掲】	15% (H24)	34%	50% (H32)
④EV用急速充電器【再掲】	23 基 (H24)	143 基	90 基 (H28)

〈6 環境に関する人づくり・地域づくりの推進〉

①環境学習指導者バンク登録者数	168 人 (H24)	142 人	200 人 (H32)
②環境学習参加者数	57,273 人 (H24)	65,943 人	66,000 人 (H32)
③自然環境学習参加者数	11,467 人 (H24)	10,322 人	13,000 人 (H32)
④子どもエコクラブ数(累計)	1,042 団体 (H24)	1,139 団体	1,200 団体 (H32)
⑤ISO14001取得等団体数	324 団体 (H24)	292 団体	400 団体 (H32)
⑥農山漁村交流体験人口	358 万人 (H24)	411 万人 (H26)	400 万人 (H28)
⑦中国・韓国との技術研修員等の相互交流数(累計)	191 人 (H24)	262 人	280 人 (H32)
⑧県内で開催される大規模イベントに合わせ、「県民一斉環境美化活動促進期間」を設定 (大規模イベントが開催されない場合は、当該年度の重点取組を定め、その取組内容に即した期間を設定)【再掲】	-	「山口ゆめ花博」の開催前に行われる「やまぐちボランティアチャレンジ」の推進期間に合わせ、4月1日～8月31日に設定	-

2 平成30年度環境保全対策関係予算

(単位:千円)

施策体系	所管	新・廃	事業名	H30年度予算額	事業概要
				H29年度予算額	
1 再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進	環境政策課	廃	やまぐちスマートエネルギー促進事業	0	ぶちエコやまぐち推進事業に統合
				7,034	
		廃	くらしの省エネ促進事業	0	ぶちエコやまぐち推進事業に統合
				4,661	
		新	ぶちエコやまぐち推進事業(普及啓発、民生部門、運輸部門)	17,308	CO ₂ 削減県民運動による省エネ・節電の普及啓発、家庭・事業所の省エネ診断の推進、自転車・次世代自動車の利用促進等を実施
				0	
		オゾン層保護対策事業	283	フロン等の環境濃度調査やフロン類回収業者等に対する指導を実施	
			367		
		水源の森保全酸性雨影響調査事業	786	酸性雨による森林や湖沼への影響を把握し、保全や将来予測等に役立てるために、モニタリング調査を実施	
			261		
	森林企画課	廃	森林バイオマスエネルギー活用促進事業	0	木材利用加速化事業に統合
				26,000	
		新	木材利用加速化事業(うち「森林バイオマス生産施設等事業」)	60,244	森林の整備や地域における“エネルギー地産・地消”を推進するため、繁茂する未利用竹資源を把握するとともに、間伐材や未利用竹材等のエネルギー利用に必要な機械・施設の整備を支援
				0	
	住宅課		県営住宅建設事業(地球温暖化対策関連事業)	1,055	県営住宅の団地内の街灯について太陽光発電による街灯を部分的に設置し、自然エネルギーの活用をPR(1団地1基)
				593	
	電気工水課		太陽光発電モデルプラント事業	284	太陽光発電に関する技術的データやノウハウを蓄積するため、宇部丸山ダムの湖面に浮かべた筏に設置した太陽電池により実証試験を実施
285					
		平瀬発電所建設	23,000	地域資源を活かした新たな電源開発となる平瀬発電所の建設を推進	
			63,000		
		水力発電所リパワリング推進事業	26,000	低廉かつ安定供給に優れた「水力発電」の供給力向上を図るため、全国に先行し、既設水力発電所の設備更新に合わせたリパワリング(水車ランナ、発電機コイルの改造等による出力向上)を計画的に実施	
			18,000		
		小水力発電開発技術支援事業	1,000	小水力発電所の開発等を通じたノウハウを活かし、市町や公共的団体等に対して、小水力発電開発に関する技術支援を実施	
	1,500				
	水力発電魅力発見事業	5,000	発電所見学ツアーやフォトコンテストの開催など水力発電の魅力発見につながる取組みを行い、水力発電への理解・啓発を促進		
		3,000			
2 循環型社会の形成	廃棄物・リサイクル対策課	産業廃棄物適正処理推進事業	100,382	産業廃棄物の適正処理を推進し、県民の安心・安全を確保するため、監視パトロール等による不適正処理の未然防止と関連事業者の優良化に向けた取組を推進 ・監視パトロール班等による不法投棄等の監視 ・夜間、休日等の監視パトロールの実施 ・情報収集のためのフリーダイヤルの設置 ・「不法投棄等連絡協議会」の設置・開催 ・PCB廃棄物の適正処理の推進 ・事業者を対象としたセミナー等の開催 ・優良産廃処理業者における多様な人材の確保・育成を支援	
			102,552		
			46,964		
		海岸漂着物等地域対策推進事業	57,324	海岸漂着物処理推進法に基づき作成された地域計画に沿って実施する海洋ごみの回収・処理や発生抑制等の取組を支援	
			4,453		
	やまぐちの美しい海づくり促進事業	4,710	離島をフィールドとした海洋ごみの実態把握と発生抑制対策を実施(農林水産部事業との連携)		

(単位：千円)

施策体系	所管	新・廃	事業名	H30年度予算額	事業概要	
				H29年度予算額		
2 の 形 成 の 環 境 型 社 会	道路整備課		舗装補修事業	811,000 868,237	破碎や切削により発生した建設副産物を再資源化施設へ排出し、再生資材として活用	
	生活環境課		環境犯罪対策事業（刑事警察活動費の一部）	626 566	産業廃棄物不法投棄など、悪質な環境犯罪の端緒情報収集活動と重点的取締りの実施による廃棄物の適正処理を推進	
3 の ち と 暮 ら し を 支 え る 生 物 多 様 性 の 保 全	自然保護課		鳥獣保護区等設置事業	6,251 6,401	多様な野生鳥獣の生息環境保全を図るため、鳥獣保護区、特別保護地区の指定を実施	
			鳥獣保護推進事業	2,138 2,206	野生鳥獣との共生の重要性について普及啓発を実施 ・ 傷病鳥獣の保護 ・ 愛鳥行事及び愛鳥モデル校の育成 ・ 野生鳥獣生息調査 ・ 鳥インフルエンザウイルス野鳥保有状況調査	
			ツキノワグマ保護管理対策事業	3,053 3,053	絶滅が危惧されているツキノワグマについて、第一種特定鳥獣保護計画に基づき、県民の生命財産を守りつつ適切な保護を実施	
			野生鳥獣適正管理事業	3,422 1,155	ツキノワグマ、ニホンジカの適切な保護管理のため、生息状況調査を実施	
		廃		狩猟対策事業	0 259	鳥獣保護区等設置事業に統合
				放鳥事業	8,086 9,606	狩猟資源の保護増殖を図るため、鳥獣保護区等へのキジ、ヤマドリの放鳥を実施
			野生鳥獣管理対策強化事業	45,734 53,798	シカやサルなど生息数が増加している野生鳥獣の捕獲の一層強化及び捕獲の担い手の確保・育成を実施	
			自然公園保護管理事業	14,188 14,201	自然公園管理員の設置等により、県内の自然公園の適切な管理を実施	
			利用施設維持補修事業	8,302 3,054	自然公園施設の快適な利用のため、補修等を実施	
			中国自然歩道管理事業	3,370 3,370	県内の中国自然歩道の快適な利用を図るため、草刈りや清掃、パトロール等を実施	
		秋吉台国定公園管理事業	1,440 1,600	秋吉台の自然景観保持のため、「山焼き」の運営費等について負担		
		国定公園施設整備事業	34,000 21,752	国定公園等の利用の増進を図るために施設整備を実施 ・ 北長門海岸国定公園		
	廃		自然環境保全地域等対策事業	1,121 1,223	緑地環境保全地域の管理等並びに「やまぐちの豊かな流域づくり構想（樫野川モデル）」の進行管理を実施	
			生物多様性保全対策推進事業	6,915 8,000	県の野生動植物の状況を明らかにし、県民に最新情報を提供することにより、協働して生物多様性の保全を推進	
			自然保護思想普及啓発事業	0 219	やまぐち自然環境学習推進事業	
			きらら浜自然観察公園管理運営事業	49,536 49,536	野鳥を中心とする多様な生態系を保全するとともに、野鳥観察、自然観察等による自然保護について県民の理解を深めるための運営を行い、自然環境学習を推進	

(単位：千円)

施策体系	所管	新・廃	事業名	H30年度予算額	事業概要
				H29年度予算額	
3 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全	農業振興課		安心・安全農作物づくりサポート事業	14,402	食の安心・安全や環境保全等の消費者ニーズに対応するため、農業の適正な使用についての啓発活動や農業の残留分析、立入検査を強化するとともに、農作物の生産段階における有害物質などの排除や抑制など、総合的な農作物のリスク管理対策を実施
				29,645	
		環境にやさしい安心・安全な農業推進事業	54,900	県民から期待される安心・安全な農産物の供給を拡大するため、環境にやさしい農業生産技術の普及、生産工程管理手法の推進の一体的な取組を実施	
			41,032		
	農村整備課	農業農村地域活性化総合対策事業	2,481,977	農地の荒廃や集落機能の低下が危惧される農村地域において、農地の維持に必要な共同活動を支援し、農業農村の活力を創出	
			2,487,977		
	森林企画課	やまぐち森林づくり普及促進事業	2,656	やまぐち森林づくりビジョンを着実に推進するため、「やまぐち森林づくり県民税」を活用した事業の推進に必要な協議会の開催や、水を守る森林の大切さの理解促進を図るため、森林づくり体験活動等を実施	
			2,782		
	森林整備課	森林活力再生事業	316,825	荒廃した人工林の強度間伐及び繁茂竹林の伐採等を一体的に実施することで、水源かん養や山地災害防止機能等、森林の有する公益的機能の回復を実施	
			323,442		
	地域が育む豊かな森林づくり推進事業	80,000	中山間地域の振興に向けた里山の整備など、地域の課題を踏まえ市町等が独自に取り組む多様できめ細やかな森林整備を支援		
		80,000			
水産振興課	内水面漁業振興対策事業	12,571	ブラックバスなど外来魚の駆除、カワウの防除対策、資源増殖対策としての調査・研究を実施することにより、内水面漁業を振興		
		11,296			
	漁業生産増大推進事業（うち藻場干潟域の再生保全）	11,952	河川・沿岸域の環境を保全し、円滑な水循環を確保することで多様な水産生物を増産		
		12,186			
河川課	広域河川改修事業	2,391,900	多様な生物で構成される河川環境の保全と形成を図るため、変化に富んだ水辺やみどりの川づくりを推進		
		2,318,400			
4 大気・水環境等の保全	環境政策課	大気汚染監視指導事業	10,926	大気汚染防止法及び県公害防止条例等に基づき、関係工場事業場の監視、指導等を実施	
			3,527		
		大気汚染常時監視事業	101,524	PM2.5などの大気汚染物質について、越境汚染の影響も考慮し、常時監視を実施	
			106,027		
		有害大気汚染物質環境調査事業	2,232	有害大気汚染物質について環境調査を実施	
			2,742		
		騒音振動悪臭対策事業	818	騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域の指定や調査指導を実施	
			730		
	基地公害対策事業	826	岩国基地周辺において、航空機騒音に係る環境基準達成状況等を把握するための調査を実施		
		826			
	水質環境保全推進事業	430	閉鎖性水域である瀬戸内海に流入する汚濁負荷量（COD、窒素、りん）を削減するため、総量削減計画の策定並びにその進捗状況の把握と汚濁負荷量の効果的・計画的な削減の指導を実施		
		478			
	公共用水域水質調査事業	34,084	公共用水域及び地下水の環境基準の維持達成状況を把握するための調査を実施		
		37,611			
	水質環境監視事業	5,859	海水浴場調査、底質調査及び瀬戸内海の広域調査並びに生活排水の適正な処理について普及啓発を実施		
		6,297			

(単位：千円)

施策体系	所管	新・廃	事業名	H30年度予算額	事業概要
				H29年度予算額	
4 大気・水環境等の保全	環境政策課	新	水質土壌汚染対策指導事業	2,263	工場・事業場における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、公害防止条例に基づく基準の遵守状況の調査及び土壌汚染対策について適切な指導を実施
				2,507	
		新	化学物質環境汚染実態調査事業	1,366	環境中の化学物質の挙動及び残留性の実態調査を行うとともに、化学物質の環境中への排出量を把握
				1,728	
		新	ダイオキシン類削減対策総合調査事業	15,130	ダイオキシン類削減対策を推進するため、特定施設等の立入検査、発生源の周辺環境調査を実施するとともに、常時監視の実施により環境基準の達成状況を把握
				15,130	
	廃	環境ホルモン実態調査事業	0	環境ホルモンの存在状況を把握できたことから廃止	
			345		
	新	環境放射能水準調査事業	34,423	環境中の放射能や放射線の測定を実施	
			8,143		
	生活衛生課	水道施設整備促進事業	111,761	市町等が行う老朽化した水道施設の更新や耐震化の取組に対する支援	
			16,005		
	新	水道衛生指導事業	247	水道整備計画、水道事業等に係る認可、指導監督、水道施設に係る維持管理指導を実施 飲用井戸の実態把握、飲用井戸等設置者からの相談、改善指導、汚染された飲用井戸に対する措置を実施	
			247		
	農村整備課	農業集落排水事業	54,227	農業集落内のし尿、生活雑排水等の污水处理施設を整備 ・下田万地区ほか 6地区	
			115,975		
	漁港漁場整備課	水域環境保全創造事業	2,130	・沿岸水域の環境改善 ・藻場の造成（内海東部地区、内海中部地区）	
			64,770		
		新	市町営漁業集落環境整備事業	190,620	漁業集落内の生活排水や水産雑排水の処理施設を整備（大井漁港、奈古漁港、浮島漁港）
				78,000	
		新	地域水産物供給基盤整備事業	138,492	・沿岸水域の環境改善 ・藻場の造成（阿武萩地区、外海地区、内海地区）
				120,462	
	廃	内海東部地区藻場造成緊急対策事業	0	藻場造成が完了したため、内海東部地区水産環境整備事業に移行	
			15,529		
新	内海東部地区水産環境整備事業	13,762	・沿岸水域の環境改善 ・増殖場の整備（岩国市地先）		
		0			
道路整備課 道路建設課	交通安全施設整備事業	7,129,888	歩道の整備、交差点改良等の交通安全施設を整備 ・国道187号ほか 24箇所		
		4,644,169			
都市計画課	街路事業	2,168,684	都市計画道路の整備により右折レーンの設置、道路と鉄道の立体交差化等を図り、交通の円滑化を促進 ・新山口駅長谷線ほか 13路線		
		2,358,174			
	新	流域下水道整備事業	450,666	生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、流域下水道施設の整備を実施 ・周南流域下水道浄化センター ・田布施川流域下水道浄化センター	
			471,750		
	新	過疎地域下水道代行事業	1,036,348	過疎地域の下水道整備を促進し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道施設の整備を実施 ・周防大島町（終末処理場、幹線管渠）	
			766,480		
交通規制課	交通事故防止施設総合整備事業	956,990	管制エリアの拡充・高度化、信号機の系統化、最新の信号制御システムの導入、交通情報板等の整備を行い、交通の円滑化を推進		
		1,049,892			

(単位：千円)

施策体系	所管	新・廃	事業名	H30年度予算額	事業概要	
				H29年度予算額		
5 環境関連産業の育成・集積	環境政策課	廃	再生可能エネルギー関連設備導入支援事業	0	ぶちエコやまぐち推進事業に統合	
				37,314		
		新	ぶちエコやまぐち推進事業（再エネ地産地消プロジェクト）	27,982	県産登録された省・創・蓄エネ設備の住宅への導入支援	
				0		
	廃棄物・リサイクル対策課		資源循環型社会形成推進事業	144,642	資源循環型産業の育成支援や、県民総参加によるごみ減量化の取組により、環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進 ・廃棄物3R事業化の支援 ・3R等推進施設整備費補助 ・リサイクル製品・エコ・ファクトリーの認定 ・3R県民運動の活性化 ・フードバンク活動への支援	
				143,368		
	新産業振興課	新	やまぐちバイオ関連産業創出支援事業	27,182	本県の次世代を担う産業を育成するため、これまでに培われた技術や産学公金連携によるネットワークを活かして、バイオ関連産業の育成・集積を支援	
				0		
				次世代産業クラスター構想推進事業	41,800	次世代産業クラスター構想に基づく研究開発や事業化促進を目的とした体制を整備
					42,000	
		廃		水素全県協議会運営等事業	0	「水素先進県」実現促進事業に統合
					5,875	
				「水素先進県」実現促進事業	66,415	水素全県協議会の運営及び、ものづくり企業の水素利活用製品等の研究開発・事業化支援と再生可能エネルギー活用型水素ステーションの設置を補助
					97,200	
				水素サプライチェーン技術開発支援事業	100,300	水素利活用に関する県内企業の技術力を集めた水素サプライチェーン（製造・供給設備等）に係る技術開発を支援
					100,300	
				水素サプライチェーン地域モデル検証事業	5,000	地域連携・低炭素水素サプライチェーン実証（環境省委託事業）における地域モデルの検証や、県内外他地域への展開等を検討
5,000						
		水素関連技術支援拠点機能強化事業	33,000	県産業技術センターの技術支援機能を強化し、中小・中堅企業が行う水素利活用製品等の技術開発・試作を支援		
			48,000			
		やまぐち次世代ベンチャー創出支援事業	20,300	医療関連や環境・エネルギー分野での革新的技術を活かした新事業に取り組む次世代ベンチャー企業の円滑な立ち上がりを支援		
			30,300			
		次世代産業育成チャレンジアップ事業	80,607	医療関連や環境・エネルギー分野において、先導的、先進的な研究開発グループの取組をアドバイザー支援制度により支援		
			137,300			
		次世代産業育成・集積促進事業	5,543	医療関連や環境・エネルギー分野において、企業等の県内での設備投資・雇用創出等に繋がる戦略的な研究開発・事業化を促進		
			19,400			
		産業戦略研究開発助成事業	48,863	補助限度額・期間ともに全国トップレベルの補助制度により、企業等の安定的かつ計画的な研究開発や事業化を促進		
			158,600			
経営金融課		再生可能エネルギー導入資金	624,000	太陽光発電設備の設置など、再生可能エネルギーによる発電等を行う中小企業者等に対し、低利かつ長期の資金を供給し、再生可能エネルギーの利用促進と地域経済の活性化（融資枠10億円）		
			645,500			

(単位：千円)

施策体系	所管	新・廃	事業名	H30年度予算額	事業概要
				H29年度予算額	
5 環境関連産業の育成・集積	ぶちうまやまぐち推進課	廃	ぶちうま！やまぐち推進事業（うちぶちうま！やまぐちシーズンキャンペーン及びぶちうま！農林水産物ポイント制度分）	0	県内販売協力店等において、代表的な農林水産物のうち、四季折々の旬を感じさせる品目の販売促進を行う「ぶちうま！やまぐちシーズンキャンペーン」の実施及び県産品を購入した消費者を対象とした「ぶちうま！農林水産物ポイント制度」の実施により、フードマイレージ縮減による環境に優しい取組をPR 重点需給連携品目を中心とした県内販売協力店等におけるフェア等の開催及び各地域のファーマーズマーケットを核とした生産者提案型の需要拡大により、フードマイレージ縮減にも効果のある「地産・地消」を着実に推進
			9,879		
		新	ぶちうま！維新推進事業（うち、重点需給連携品目を中心としたフェア等の実施及びファーマーズマーケットを活用した地産地消の推進分）	9,779	
			0		
	廃	県産木材流通対策事業	0	民間団体主導で専門技術研修等を実施する体制に移行することに伴う事業の廃止	
		774			
	やまぐち県産木材利用拡大総合対策事業	92,000	県産木材の利用拡大に向けて、品質の優れた優良県産木材を利用した住宅建築に助成を行うとともに、公共建築物の木造化等を支援し、木材の地産・地消を推進		
172,656					
畜産振興課	備かるやまぐち和牛の生産促進事業（うち資源循環型肉用牛経営育成）	4,251	肉用牛の堆肥を地域内の農地に還元し、飼料作物を栽培・収穫・給与することで、既存資源を地域内で循環する体制づくりを構築しつつ、肉用牛の増頭を推進		
		4,205			
	山口型低コスト畜産経営推進事業（うち家畜排せつ物の利用促進）	382		家畜排せつ物の適正管理及び堆肥利用を促進し、環境汚染を未然に防止するとともに有機質資源として地域における利用を推進	
395					
6 環境に関する人づくり・地域づくりの推進	環境政策課	環境学習関連事業（※セミナーパーク管理運営等事業を含む）	セミナーパーク指定管理料を含む	県民、NPO、民間団体、事業者、行政等との連携・協働のもと、多様な環境情報の提供、人材（環境学習指導者）の育成・派遣・交流、学習プログラム等の教材の作成・提供など総合的な支援による全県的な環境学習を推進 また、県内の自然環境学習拠点施設と連携し、魅力ある体験型環境学習講座を開催	
	自然保護課	やまぐち自然環境学習推進事業	7,711	「つのしま自然館」及び「秋吉台エコ・ミュージアム」に自然解説指導員を配置し、自然環境学習会や入館者に対する解説業務を実施 自然観察指導員の活用や「緑の少年隊」の育成等を通じて、自然環境の保全を図るための普及啓発活動を実施	
			7,427		
	中山間地域づくり推進課	廃	やまぐちスロー・ツーリズム推進事業	0	新たな地域滞在型交流へと発展させ、人の流れの創出による地域活性化を推進し、全县での展開を図るため
			7,610		
	体験型教育旅行受入拡大推進事業	0	新たな地域滞在型交流へと発展させ、人の流れの創出による地域活性化を推進し、全县での展開を図るため		
		4,090			
	森林企画課	県民参加の森林づくり推進事業	5,000	森林の果たす役割の重要性や森林整備の必要性と、これを支える「やまぐち森林づくり県民税」関連事業の重要性を広く県民に周知啓発	
			1,000		
		地域森林づくり活動強化対策事業	8,000		地域森林活動の強化に向け、森林ボランティア団体の人材育成や森林環境教育等の取組支援を実施
道路整備課	電線共同溝整備事業	21,000	電線類の地中化により、美しい町並みの形成や防災性を向上 ・一般県道新下関停車場稗田線		
都市計画課	都市公園整備事業	454,238	都市公園の整備 ・維新百年記念公園 ・山口きらら博記念公園 ほか 3公園		
		448,299			
	新	みんなの公園にぎわい創出事業		4,607	山口ゆめ花博を社会実験の場として活用した、民間のノウハウ等を活かし、新たな公園の利活用を展開
0					

(単位：千円)

施策体系	所管	新・廃	事業名	H30年度予算額	事業概要
				H29年度予算額	
6 環境に関する人づくり・地域づくりの推進	山口ゆめ花博推進室	廃	全国都市緑化やまぐちフェア開催準備経費	0	県民の緑化意識の更なる向上など、緑豊かな潤いのあるまちづくりを一層加速化するため、平成30年の第35回全国都市緑化やまぐちフェア（愛称：山口ゆめ花博）の開催に向け、必要な準備を実施
				7,544	
		新	全国都市緑化やまぐちフェア開催事業	101,187	山口ゆめ花博の開催に向けた、実行委員会による開催準備の実施
				0	
	新	都市緑化普及促進事	22,758	山口ゆめ花博を契機とした県民参加による緑化活動の促進	
			0		
	新	全国都市緑化やまぐちフェア推進事業	20,000	山口ゆめ花博を契機とした本県への観光の誘客に向けた広報宣伝活動	
			0		
	社会教育・文化財課	青少年自然体験活動推進事業	2,138	本県が全国に先駆けて独自に取り入れてきたOBS手法を活用し、自然体験とカウンセリングを組み合わせ合わせた野外活動を総合的に展開	
			2,080		
博物館学校地域連携教育支援事業（博物館普及教育事業）		1,573	昆虫教室、自然観察会等の体験的な学習等を通して、自然科学への興味を増進		
		1,791			
地域とともに歩む文化財資源総合保存活用推進事業（特別天然記念物八代のツル再生支援事業）	2,883	周南市が実施するツル渡米数回復事業の支援			
	3,183				
7 共通的・基盤的施策の推進	環境政策課	環境影響評価指導審査事業	2,423	各種開発事業の実施に当たって、環境汚染の未然防止や開発と環境保全との調和を図るため、環境影響評価法及び条例に基づき、事業者が行う環境影響評価について指導・審査	
			2,423		
		廃	地球にやさしい環境づくり融資事業	0	環境保全型施設を整備する県民、中小企業等に対し、金融機関と協調して融資を実施 住宅用太陽光発電システム等の整備に係る資金については、利子補給制度により太陽光発電や省エネ製品の導入を促進
				734,764	
		新	ぶちエコやまぐち推進事業（地球にやさしい環境づくりプロジェクト）	527,556	環境保全型施設を整備する県民、中小企業等に対し、金融機関と協調して融資を実施 住宅用太陽光発電システム等の整備に係る資金については、利子補給制度により太陽光発電や省エネ製品の導入を促進
				0	
		山東省環境保全パートナーシップ事業	2,160	中国山東省から環境保全技術研修生を受け入れて、環境問題の解決に向けた研修を実施するとともに、県からも技術指導者を派遣し、地域レベルでの地球環境保全対策を推進	
			2,400		
		日韓海峡沿岸環境技術交流事業	1,253	日韓海峡沿岸県市道間の環境保全や相互交流促進のため、共同調査を実施	
			1,393		
環境保全管理運営対策事業	11,809	環境保全に係る様々な管理運営を実施			
	10,298				
厚政課	調査研究事業	1,102	環境保健センターにおいて、環境に関する調査研究を実施		
		1,102			

3 調査研究事業

(1) 環境保健センター

PM2.5の環境基準超過をもたらす地域的／広域的汚染機構の解明（H28～30年度）
PM2.5の汚染機構や発生源寄与を評価するため、国立環境研究所と各地方環境研究所が共同で汚染機構を解明する。特に地域汚染をターゲットとし、県内でも年平均濃度が高い瀬戸内海地域で地域的・地理的ファクターに着目した汚染メカニズムについて解析を行う。
樫野川河口干潟（南潟）における順応的取組推進に向けた調査研究（H28～30年度）
樫野川河口干潟（南潟）における孟宗竹の活用や新たな網の設置方法を検討することにより、効果的なアサリの保護育成手法を確立するとともに、干潟耕耘が水質や底質に与える影響を調査研究する。

(2) 農林総合技術センター 農業技術部（農業試験場）

土壌機能モニタリング調査（S54年度～）
県内農用地土壌における重金属等の含有率の推移を把握するため、調査地点を定めて4年おきに調査を実施している。平成29年度は、県北部の8巡目の調査を実施した。 調査項目は土壌及び灌漑用水中の重金属である。
残留農薬に関する調査研究（S45年度～）
農薬の使用による河川等環境への影響について調査するとともに、新たな農薬の使用基準検討の調査を行っている。 平成29年度は、樫野川水系（山口市）の河川水における残留農薬調査及びまくわうりの農薬登録拡大のための残留農薬調査を実施した。
土壌炭素等のモニタリング調査（H25～32年度）
温室効果ガスの吸収源としての農地の評価等を行うため、県内70ほ場の土壌中炭素量等について同一ほ場を4年ごと調査する。

(3) 水産研究センター

漁場環境監視調査（S47年度～）
漁場環境と漁業生産との関連性を把握するため、山口県の日本海沿岸及び瀬戸内海沿岸の水質調査と生物モニタリング調査を実施している
赤潮・貝毒及び新寄有害プランクトンに関する調査研究（H21年度～）
周防灘において、有害プランクトン及び貝毒原因プランクトンの調査研究を行うとともに、瀬戸内海西部豊後水道海域で山口、福岡、大分、宮崎、愛媛、広島等の6県及び国立研究開発法人 水産研究・教育機構が共同して有害赤潮プランクトンのモニタリング調査を実施している。

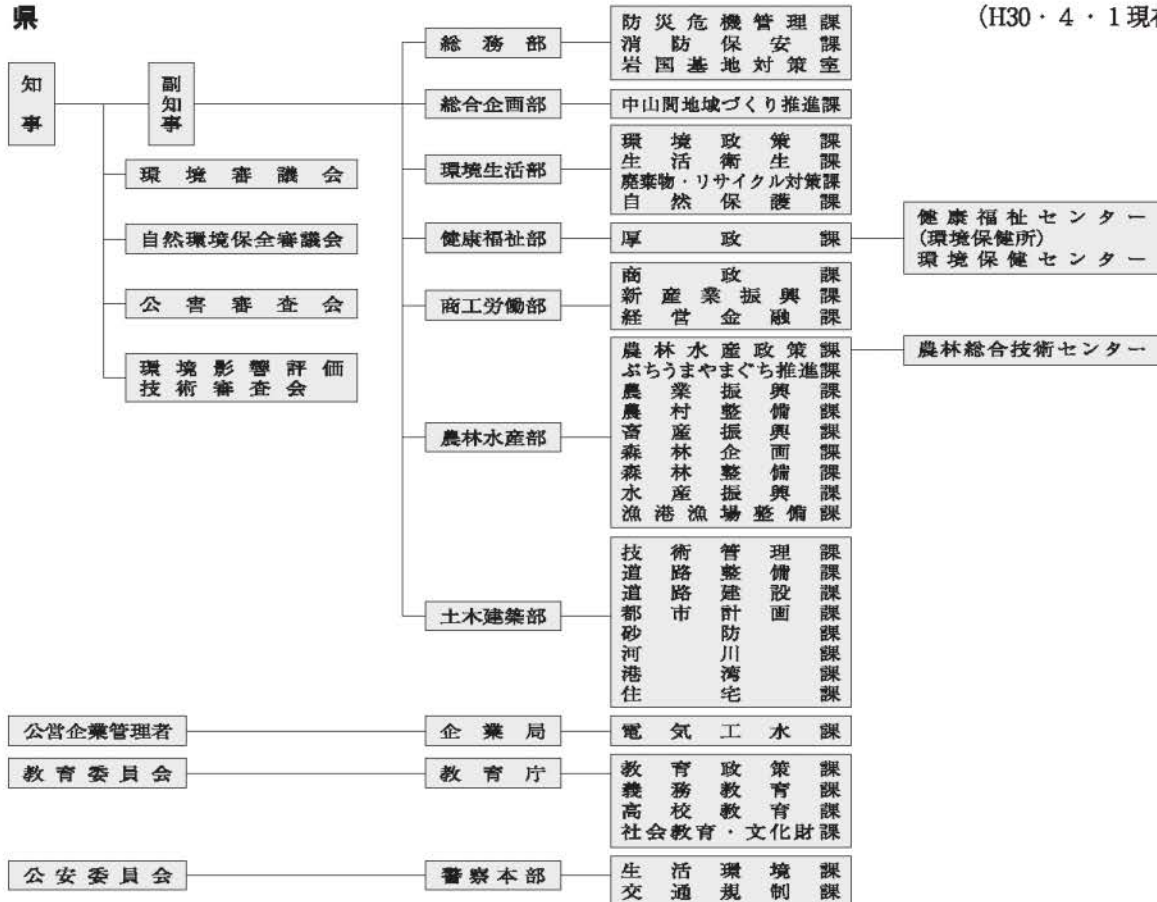
(4) 地方独立行政法人山口県産業技術センター

高粘性液体の霧化・乾燥の研究 (H29～30年度)
ミスト研削加工を実現するため以前開発した10[mPas]までの粘性液体を霧化できる技術をもとに、より高粘度な液体の微粒化、乾燥を高効率にできる技術開発を行う。
めっき技術を応用したアルカリ水電解用電極の開発 (H29～30年度)
アルカリ水電解により、効率良く水素を発生する電極の開発を行う。その中で、めっき技術を用いた実用サイズの電極の作製方法について検討する。
リサイクル性を有する部分強化樹脂成形品製造技術の開発 (H29～30年度)
樹脂成形品について、素材全体では無く必要な部分のみを、リサイクル可能な状態で強化する技術を開発する。
吸湿による凝集を抑えたセルロースナノファイバー製造技術の開発 (H29～30年度)
セルロースナノファイバー製造時の水の使用量を低減させ、かつ吸湿による凝集を抑えたセルロースナノファイバー乾燥物の製造技術の開発を行う。
廃プラ残渣中のPET選別及び油化方法の開発 (H29～30年度)
廃プラスチック混合物からポリエチレンテレフタレート樹脂を有価物として回収し、樹脂の添加剤として再利用する技術開発を行う。
精密微細気孔を有する多孔質セラミックスの開発と環境浄化材料への展開 (H30年度)
多孔質セラミックスの濾過性能に関するデータ収集をおこない、セラミックフィルターとしての用途展開を推進する。

4 環境保全行政組織

(1) 県

(H30・4・1現在)



(2) 県の環境行政体制

ア 行政組織の変遷

昭和41年度	衛生部公衆衛生課に公害係を設置
42年度	衛生部に公害対策室を設置 公害対策審議会設置
43年度	公害対策室を公害課に昇格
45年度	保健所に公害係を設置
47年度	衛生部に公害局を設置し、公害対策課、公害規制課を設置
48年度	衛生部に環境整備課、農林水産部に自然保護課を設置 公害センター開設、公害調査船「せと」就航
49年度	環境部を設置し、公害対策課、大気保全課、水質保全課を設置 徳山湾底質処理監視事務所を設置
54年度	環境整備課、自然保護課を環境部に移管
58年度	大気保全課と水質保全課を統合して大気水質課とする
62年度	環境部と衛生部を統合して環境保健部とする 医務環境課に環境管理室を設置 大気水質課を環境保全課に改称 環境整備課と環境衛生課を統合して生活衛生課とする 公害センターと衛生研究所を統合して衛生公害研究センターとする
平成4年度	生活衛生課に廃棄物対策室を設置
5年度	環境管理室を環境保全課に移管
8年度	環境生活部に改組
10年度	環境管理室を豊かな環境づくり推進室と環境アセスメント室に改組
11年度	衛生公害研究センターを環境保健研究センターに改称
13年度	環境保全課を環境政策課に改組
	廃棄物対策室を廃棄物・リサイクル対策課に昇格
18年度	県庁の組織再編に伴い、環境政策課環境保全室及び環境アセスメント室を班に改組
19年度	環境保健研究センターを環境保健センターに改称

イ 環境生活部の部制施行（平成8年度）後の環境行政組織の変遷



ウ 環境生活部各課の分掌事務

- | 環境政策課 | 生活衛生課 | 廃棄物・リサイクル対策課 | 自然保護課 |
|---|---|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 環境の保全及び快適な地域環境の形成に係る基本的施策の企画、調整及び推進に関する事 環境基本計画の推進に関する事 環境の状況及び環境の保全に関する施策についての報告に関する事 地球温暖化対策の推進に関する事 環境の管理に関する事 公害の紛争等の処理に関する事 公害防止計画の策定及び推進に関する事 大気の汚染の防止等に関する事 騒音及び振動の防止等に関する事 悪臭の防止等に関する事 化学物質の対策に関する事 水質の汚濁の防止等に関する事 環境影響評価の審査及び指導に関する事 | <ol style="list-style-type: none"> 興行場、旅館及び公衆浴場に関する事 理容師、美容師及びクリーニング業に関する事 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する事 公衆浴場入浴料金の統制額指定に関する事 墓地、埋葬等に関する事 建築物における衛生的環境の確保に関する事 水道に関する事 飲料水の適否検査等に関する事 安心で安全な食の確保に関する事 食品衛生に関する事 食品に関する表示に関する事 調理師、製菓衛生師及びふぐ処理師に関する事 食肉の衛生に関する事 化製場等に関する事 動物の管理に関する事 動物愛護センターに関する事 | <ol style="list-style-type: none"> 廃棄物対策及びリサイクルの促進に関する総合調整に関する事 産業廃棄物に関する事 一般廃棄物に関する事 循環型社会の形成の推進に関する事 浄化槽に関する事（浄化槽工事業者に関するものを除く。） 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する事 | <ol style="list-style-type: none"> 自然保護の啓発に関する事 自然環境保全地域、緑地環境保全地域及び自然記念物の指定及び保全に関する事 自然海浜保全地区の指定及び保全に関する事 自然公園の整備及び管理に関する事 自然公園の保護及び利用計画に関する事 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事 希少な野生動物の保護に関する事（他の課の主管に属するものを除く。） 環境緑化に関する事 自然公園施設及び自然観察公園に関する事 |

(3) 市町の環境行政

市町	区分	所管部	環境保全担当課 廃棄物担当課 自然保護担当課	電話番号	FAX番号	環境関連条例	環境基本計画	環境白書	地球温暖化対策 行動計画等	
下関市	環境	廃棄物 環境部	環境政策課	083-252-7115	083-252-1329	下関市環境保全条例 下関市ホテル保護条例 下関市環境基本条例 下関市環境審議会条例 下関市環境美化条例 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 下関市一般廃棄物の処理手数料に係る徴収に関する条例 下関市一般廃棄物処理施設設置条例 下関市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 下関市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 下関市リサイクルプラザの設置等に関する条例	下関市環境基本計画	下関市環境白書	下関市地球温暖化対策 実行計画（区域施 策編 エコ・アース ・Shimonoseki） 下関市地球温暖化対策 実行計画（事務事 業編）	
			クリーン推進課 （一般廃棄物処理 計画、収集及び 運搬）	083-252-7165	083-252-1956					
			廃棄物対策課 （許可、適正処理、 浄化槽）	083-252-0978	083-252-1329					
			環境施設課 （一般廃棄物処理 施設関係）	083-252-1943	083-252-1956					
			自然	環境政策課	083-252-7115					083-252-1329
宇部市	環境	市民 環境部	総合戦略局 地域エネルギー・ バイオマス産業 都市推進グループ	0836-34-8245	0836-22-6008	宇部市環境保全条例 宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 宇部市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する 条例 宇部市空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書き の防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関 する条例 宇部市環境審議会条例 宇部市まちなか環境学習館条例	第二次宇部市環境基 本計画	宇部市の環境	第三期宇部市地球温 暖化対策実行計画 （事務事業編）	
			環境政策課	0836-34-8245	0836-22-6016					
			廃棄物対策課	0836-33-7291	0836-33-7294					
			環境保全センター 施設課	0836-31-3664	0836-31-3734					
			自然	環境政策課	0836-34-8248					0836-22-6016
山口市	環境	廃棄物 環境部	環境政策課	083-941-2175	083-927-1530	山口市環境基本条例 山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 山口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影 響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 山口市の生活環境の保全に関する条例 山口市リサイクルプラザ設置及び管理条例 権野川水系等の清流の保全に関する条例 佐波川清流保全条例 阿武川水系環境保全条例	山口市環境基本計画	環境概要「環境基本 計画」年次報告書	エコフレンドリーオ フィスプラン（山口 市地球温暖化対策実 行計画（事務事業編） 山口市地球温暖化対 策実行計画（区域施 策編）	
			環境衛生課	083-941-2176	083-927-1530					
			資源循環推進課	083-941-2173	083-927-9641					
			環境施設課	083-941-2188	083-927-1530					
			清掃事務所	083-927-1770	083-927-1710					
自然	環境政策課	083-941-2180	083-927-1530							
萩市	環境 廃棄物	市民 生活部	環境衛生課	0838-25-3341 0838-25-3146	0838-25-3591	萩市河川環境保全条例 萩市廃棄物の処理及び減量並びに地域に関する条例	第二次萩市環境基本 計画	萩市環境実行計画		
			自然	農林 水産部	農林振興課				0838-25-4194	0838-25-3770
			土木 建設部	都市計画課	0838-25-3160 0838-25-3644				0838-25-4011	
防府市	環境 廃棄物	生活 環境部	生活安全課	0835-25-2328	0835-25-2369	防府市環境保全条例 防府市佐波川清流保全条例 防府市空き缶等のポイ捨て及び犬の放置防止に関す る条例 防府市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条 例 防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 防府市景観条例	防府市環境基本計画	防府市の環境	防府市役所環境保全 率先実行計画	
			クリーンセンター	0835-22-4742	0835-24-4389					
			自然	土木 都市 建設部	都市計画課					0835-25-2159
下松市	環境 廃棄物	生活 環境部	環境推進課	0833-45-1826 0833-45-1829	0833-41-6220	下松市廃棄物の適正処理及び清掃に関する条例 下松市空き缶等のポイ捨て禁止条例 下松市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条 例	下松市の環境	下松市地球温暖化対 策実行計画		
			自然	0833-45-1826						
			環境	環境保全課	0827-29-5100				0827-22-2866	
岩国市	環境 廃棄物	環境 部	環境事業課 （計画、許可、収集 運搬関係）	0827-31-5304	0827-31-9910	岩国市環境審議会条例 良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例 岩国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 岩国市一般廃棄物処理施設設置条例 岩国市が設置する一般産業物処理施設に係る生活環境影響 調査結果の縦覧等の手続きに関する条例	岩国市の環境 清掃事業概要	いわくにエコマネジ メントプラン		
			環境施設課 （清掃施設関係）	0827-31-5305						
			自然	産業 振興部	農林振興課				0827-29-5115	0827-24-4224
光市	環境 廃棄物	環境 部	環境政策課	0833-72-1465	0833-72-5943	光市環境基本条例 光市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 光市空き缶等のポイ捨て禁止条例 光市廃棄物の減量、適正処理等に関する条例	第2次光市環境基本 計画	光市の環境	光市エコオフィスプ ラン	
			環境事業課	0833-72-1471	0833-72-1007					
			自然	環境政策課	0833-72-1466					0833-72-5943